

※ダウンロードについては一部掲載できない資料があります。

掲載していない資料については研修会場にて配布します。

# 令和8年度 法令研修資料 【地域教材】

東北運輸局岩手運輸支局 監修  
(一社)岩手県自動車整備振興会 刊

## 目 次

1. 審査事務規程の一部改正等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 ～ P 3

2. 自動車技術総合機構からのお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4 ～ P 1 6

- ・令和 7 年度の不当要求行為について
- ・不正改造車を排除する取り組みの実施結果
- ・その他お知らせ

3. OBD 検査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 7 ～ P 2 0

4. 自動車の登録・検査手続の DX について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 1 ～ P 4 0

※こちらの 21 ページから 40 ページの資料はインターネットに掲載できない資料のため  
ダウンロードされた方は研修会場にて配布しますので会場でお受け取りください。

5. 完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る

自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて・・・・・・・・ P 4 1 ～ P 4 4

6. 自動車整備事業手続きのオンライン申請について・・・・・・・・・・ P 4 5 ～ P 4 7

7. 近年の整備事業者の処分一覧(東北運輸局管内)・・・・・・・・・・ P 4 8 ～ P 5 6

- ・指定整備事業者の処分状況一覧表
- ・令和 7 年度整備事業者の処分状況（全国）

7. その他資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5 7 ～ P 7 9

- ・不正改造車を排除する運動について
- ・冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施について
- ・整備事業者の皆様へのお知らせ
- ・オートバイの「希望ナンバー制」が始まります！
- ・車検証が電子化されます



## － 審査事務規程の一部改正について（第 66 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 7 年 9 月 30 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
  - 走行距離計の精度要件が規定されたことに伴い、走行距離計の精度に関する審査方法等を規定します。[6-110、7-110、8-110]
  - 国土交通省において、安全確保及び環境保全に支障のない範囲で保安基準の適用時期の見直しが行われ、基準毎に設けられている適用時期を統合することとされたことに伴い、適用関係の整理に係る規定を改正します。[6-9 他]
2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。  
(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル  
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課  
電話 03-5363-3441（代表）  
FAX 03-5363-3347

## － 審査事務規程の一部改正について（第 68 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 8 年 1 月 5 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
  - OBD 検査の対象装置について、令和 8 年 9 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車又は多仕様自動車に順次追加される以下の装置が新たに加えられることに伴い、当該装置に係る特定 DTC が記録されていた場合保安基準に適合しない旨規定します。[1-3、9-13]
    - ・ 車線逸脱警報装置
    - ・ 側方衝突警報装置
    - ・ ペダル踏み間違い時加速抑制装置
2. 国土交通省から「完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）」（令和 7 年 12 月 12 日付け国自整第 181 号）が発出されたことに伴い審査の実施方法を規定します。[4-7]
3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

## － 審査事務規程の一部改正について（第 72 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 8 年 4 月 1 日（一部の規定は令和 8 年 10 月 1 日）から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
  - 乗車定員 10 人未満の乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車には、協定規則第 178 号の技術的要件に適合する緊急車線維持装置を備えなければならないこととされたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-13 の 2 他]
  - その他、細目告示等の改正に応じた所要の改正を行います。
2. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 58 条の 3 及びこれに基づく告示等の制定に伴う改正 [4-26 他]

米国で製作された自動車のうち告示で定めるものについて、国土交通大臣の認定を受けた場合には、保安基準及びこれに基づく告示であって当該自動車ごとに指定されたものに適合するものとみなすこととされたことに伴い、当該自動車の審査方法等を規定します。
3. 改造自動車届出制度の見直し [4-13 他]

同一型式内に設定されている装置や一般に流通している自動車部品を用いた改造であって一定の条件を満たすものについては、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外し、審査方法を「事前書面審査＋現車審査」から「現車審査のみ」に移行します。

また、改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図ります。
4. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

## 令和7年度の不当要求行為は56件発生

～機構職員に対する暴力行為は2件発生～

令和7年度中に全国の事務所から報告があった、機構職員に対する暴力行為、脅迫・威圧行為、強要行為等の不当要求行為についてまとめたのでお知らせいたします。

1. 全国93カ所の事務所から報告がありました不当要求行為の総件数は56件でした。前年度より、1件増加しております。
2. 不当要求行為を行った受検者別内訳は、ユーザー本人によるものが25件（44.6%）、受検代行業者によるものが20件（35.7%）、整備事業者によるものが8件（14.3%）、その他が3件（5.4%）となっています。
3. 不当要求行為の主な内容は、説明強要が23件（41.1%）、脅迫・威圧行為が14件（25.0%）、合格強要が6件（10.7%）、車両放置が4件（7.1%）、時間外検査強要が3件（5.4%）、暴力行為が2件（3.6%）となっています。
4. 機構職員に対する暴力行為は依然として無くならず、令和7年度は2件（前年度より1件増加）の暴力行為が発生しました。暴力行為に対しては、警察に被害届出を出すなど毅然とした対応を行っております。
5. 不当要求行為に対し警察が出動した事案は13件（23.2%）あり、その内訳はユーザー本人によるものが7件、受検代行業者によるものが4件、整備事業者によるものが1件、その他が1件となっております。
6. 今後も引き続き、国土交通省や警察当局との連携を密にし、不当要求防止責任者を選任することや不当要求に係る緊急事態を想定した対応訓練を実施するとともに、防犯カメラやICレコーダによる防犯設備の活用により、組織全体で不当要求防止対策に取り組み、的確で厳正かつ公正な審査業務を実施して参ります。

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル4階  
独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課

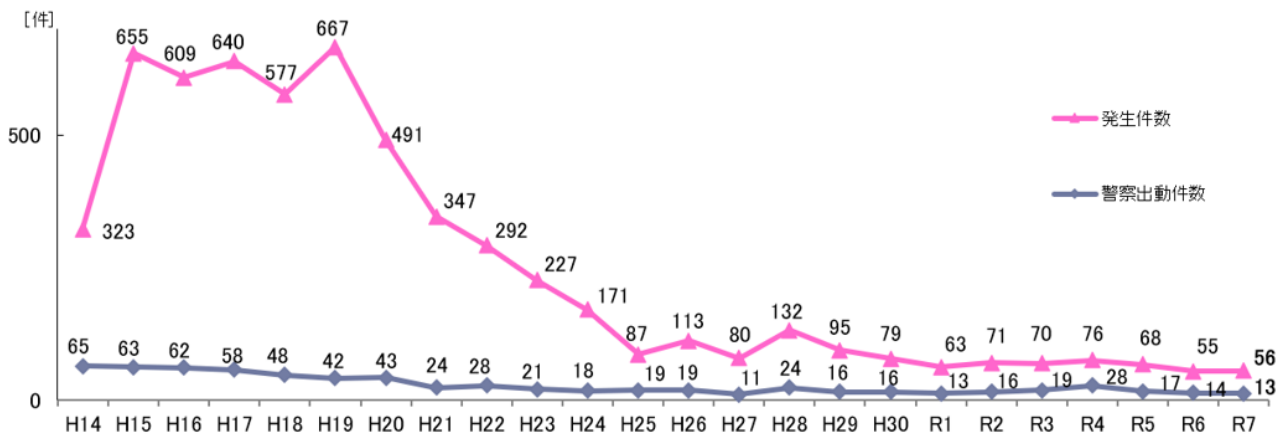
電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

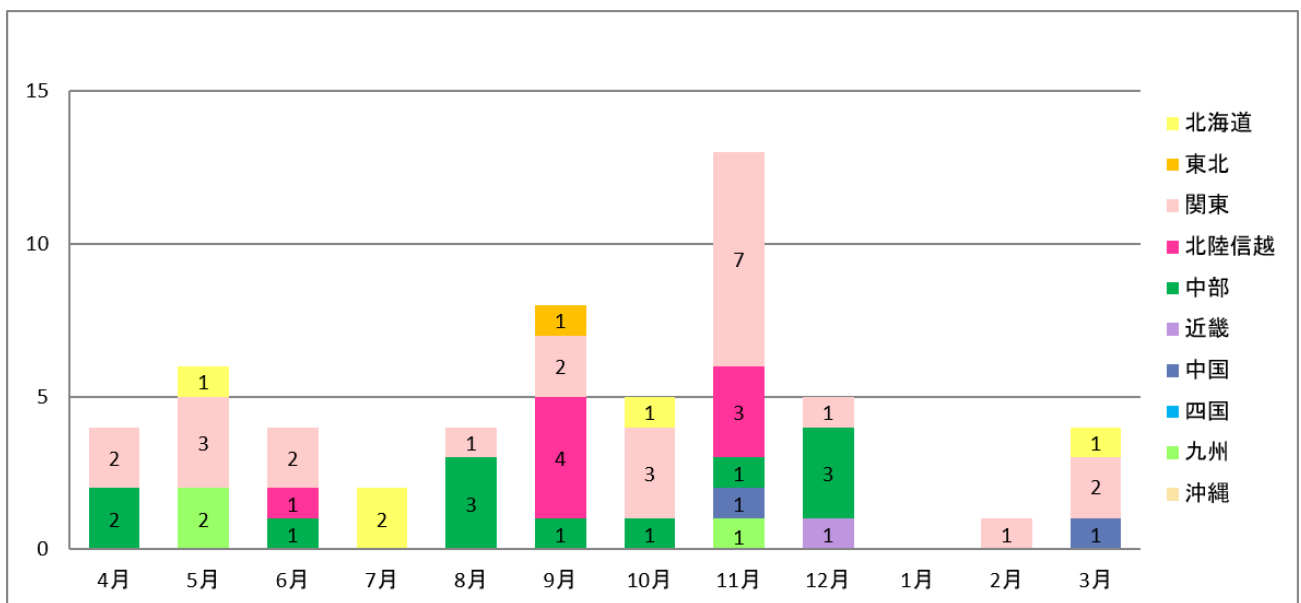
<http://www.naltec.go.jp>

自動車機構における不当要求行為の概要  
平成14年度（14年7月1日から）～令和7年度（令和8年3月31日まで）

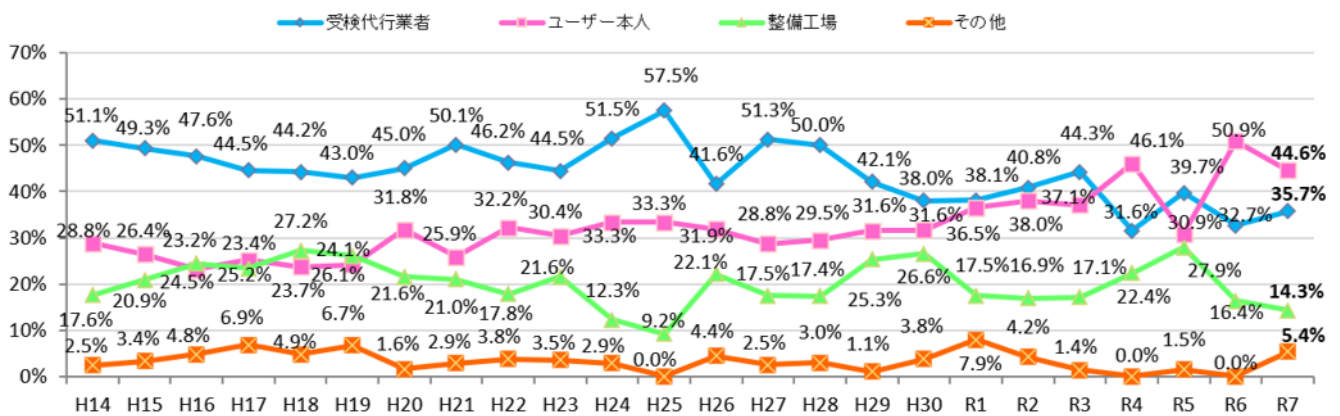
I. 不当要求行為の推移



II. 地域別の発生状況

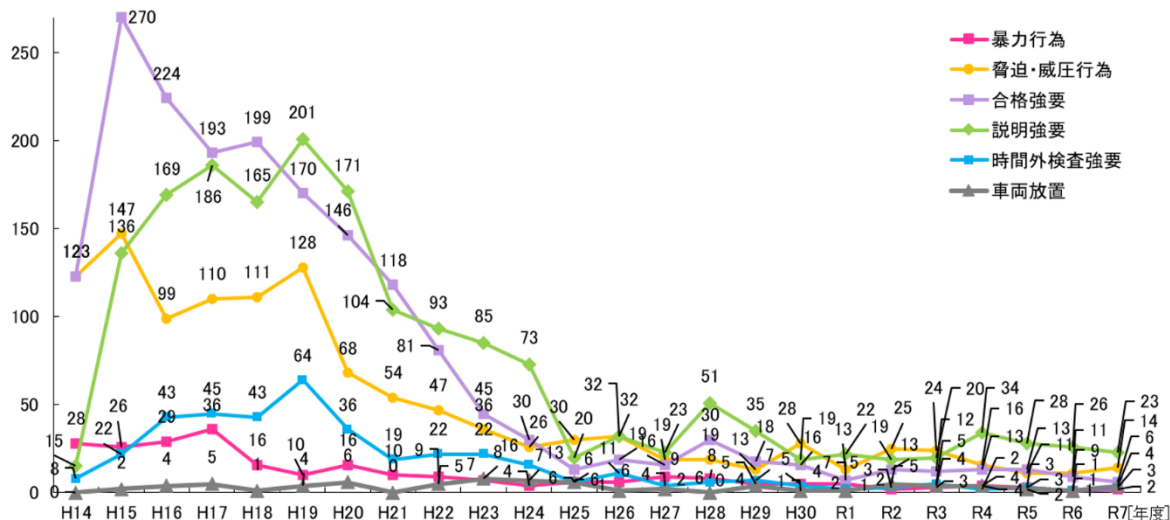


II-2. 不当要求行為の受検者別推移

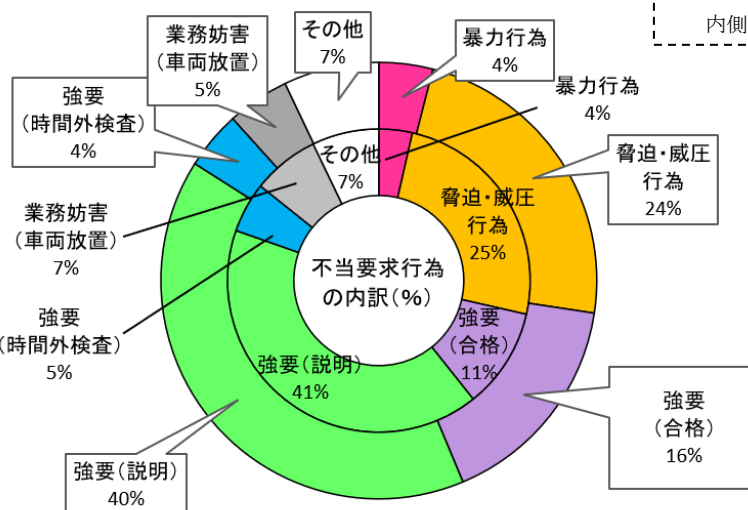


### Ⅲ. 不当要求行為別の発生状況

#### 不当要求行為別の推移

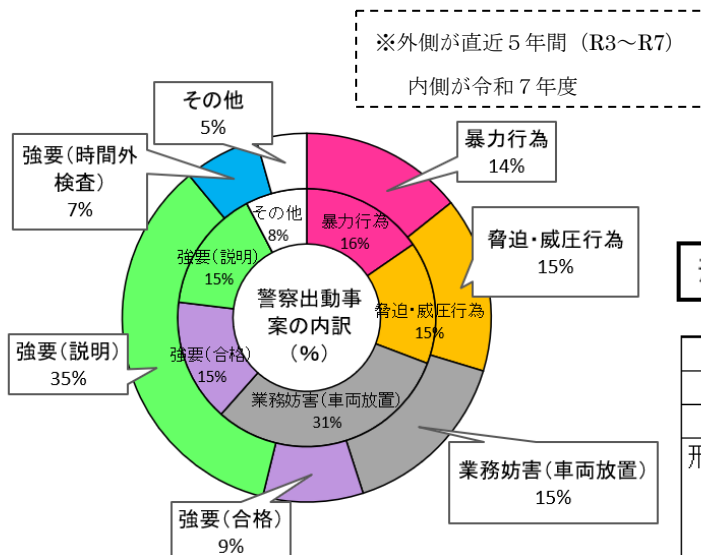


#### 不当要求行為の直近5年間との比較

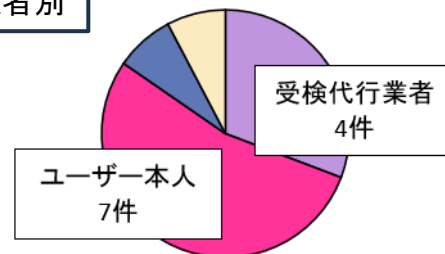


### Ⅳ. 警察出動等の状況

#### 警察出動事案の直近5年間との比較



#### 受検者別



#### 刑事事件の総数

( )内は平成14年度から令和7年度までの累計で令和7年度分を含む

|      |    |      |
|------|----|------|
| 刑事事件 | 0件 | (67) |
| 逮捕者  | 0人 | (40) |
| 起訴   | 0人 | (36) |
| 刑事罰  |    |      |
| 懲役   | 0人 | (6)  |
| 禁固   | 0人 | (1)  |
| 罰金   | 0人 | (28) |
| 計    | 0人 | (35) |



## 不正改造車を排除する取り組みの実施結果（令和 7 年度）

〔 カスタムカーショーで 24 台の出展車両に注意喚起 〕

〔 自動車用品店で 63 件の自動車部品・カー用品に注意喚起 〕

独立行政法人自動車技術総合機構は、自動車ユーザーに誤解を与え、不正改造の認識のないまま保安基準不適合車両を運行するなどを未然に防止することを目的として、平成 18 年より、カスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動及び自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査に取り組んでいます。

今般、令和 7 年度の取り組み結果をまとめましたので、お知らせします。

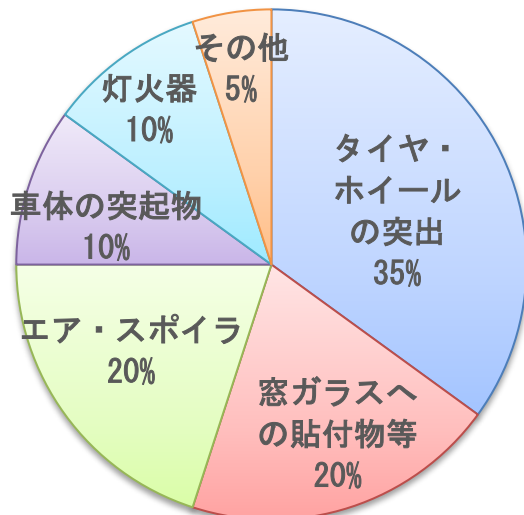
### ◇ カスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動

令和 7 年 7 月から令和 8 年 2 月に開催された 3 カ所のカスタムカーショー（オートメッセ in 愛知・東京オートサロン・大阪オートメッセ）において、保安基準に適合しない又は適合しないおそれがある状態の自動車（競技専用車両など）については、来場者に保安基準に関する誤解を与え、不正改造の認識がないまま保安基準不適合車を運行するなどの行為を増加させるため、「公道走行不可」等と見やすく表示してもらうよう出展者に対して啓発活動を実施しました。

啓発活動の結果

|    | 出展車両数   | 基準不適合が<br>確認された車両数 |
|----|---------|--------------------|
| 合計 | 1,750 台 | 24 台、延べ 40 箇所      |

装置別の基準不適合箇所



不適合箇所の例（タイヤ・ホイールの突出）



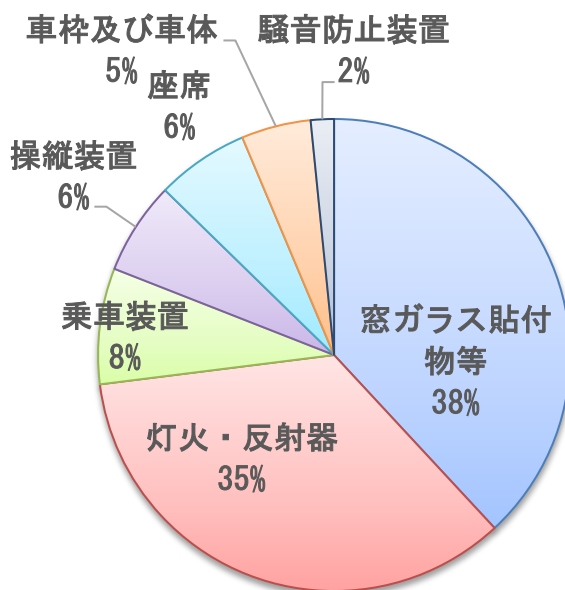
## ◇自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査

令和7年6月から10月にかけて、（一社）自動車用品小売業協会（APARA）の協力を得て、全国各地のカー用品ショップの19店舗において、陳列されている自動車部品及びカー用品の基準適合性について調査を実施しました。

調査の結果、取付位置や取付方法によっては、保安基準に適合しなくなるおそれのある自動車部品・カー用品が63件（前年度66件）確認されたため、購入者への適切なアドバイスを行うよう、販売店舗へ注意喚起を行いました。

注意喚起を行った自動車部品・カー用品の種類は7種類あり、その中で「窓ガラス貼付物等」及び「灯火・反射器」で全体の7割以上を占めました。

### 保安基準に適合しなくなるおそれのある部品・用品の内訳



### 保安基準に適合しなくなるおそれの部品・用品の一例

| 部品・用品種別及び件数 | 具体的な内容                                                                     |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------|
| ・窓ガラス貼付物等関係 | 前面ガラス、運転者席又は助手席のガラスに貼付するスマートフォンホルダー、ステッカー、ディスプレイオーディオなどが運転者の視野を妨げになるおそれがある |
| ・灯火・反射器関係   | カラーバルブなど装着する灯火器によっては基準に適合しないおそれがあり、また、点滅する灯火は基準に適合しないおそれがある                |

これらの啓発活動も開始から20年が経過し、カスタムカーショーの主催者・出展者や自動車ユーザーの方々の不正改造に対する理解も深まってきているところですが、自動車技術総合機構では、引き続き関係団体等と協力し、不正改造車の撲滅に向けて取り組んでまいります。

〈問い合わせ先〉  
 〒160-0003  
 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル  
 独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課  
 電話：03-5363-3441（代表）  
 FAX：03-5363-3347



# 軽合金ディスクホイールの 「堅ろう」判断にDOTマークが追加されました

表示例

**DOT      DOT-T**  
**T-DOT    DOT-E**



## 1. 対象となる自動車

全車種

## 2. 対象年式

年式問わず

## 3. 適合性判断について

軽合金製ディスクホイールであって、上記に掲げるマークが鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは保安基準第9条第1項に掲げる規定に適合するものとする。

## 審査事務規程の一部改正に係る受検者の遵守事項の追加 ーピット開口部での書類の受け渡し禁止ー



### 【概要】

4月1日より受検者のピット開口部での書類の受け渡しが禁止となります。下回りでの確認事項（改造通知書の内容確認等）については不適合箇所の説明時と同様にピットに階段で降りていただき確認します。



## 警察押収の不正改造バイクに対する検査を実施

～警察から依頼を受けた不正改造車に対し岡山運輸支局から整備命令書を交付～

自動車技術総合機構中国検査部岡山事務所は、中国運輸局岡山運輸支局、軽自動車検査協会岡山事務所と連携し、津山警察署及び総社警察署から依頼を受け、両署が押収したバイクの車両検査を実施しました。

その結果、騒音基準を満たさないマフラーの装着など、不正改造が認められた2台に対し道路運送車両法に基づき岡山運輸支局から整備命令書を交付しました。

なお、今回整備命令を受けた自動車の使用者は基準に適合するような整備を行ったのち、運輸支局または自動車検査登録事務所で車両の確認を受ける必要があります。

### ◎実施日〔合同で実施した警察署〕

- ・ 令和8年6月22日（月） 〔津山警察署〕
- ・ 令和8年6月24日（水） 〔総社警察署〕

### ◎実施場所

- ・ 岡山運輸支局（自動車技術総合機構岡山事務所検査場）

### ◎実施結果

- ・ 検査実施車両台数 2台
- ・ 整備命令書交付台数 2台
- ・ 主な不正改造内容 騒音基準不適合マフラーの装着、基準に不適合な灯火器の取付け、後写鏡（バックミラー）の取り外し 等



お問い合わせ先

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル 4階

独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

# 改造自動車届出制度の見直しについて

改造自動車届出制度に関し次のとおり取扱いを見直し、**令和8年10月1日から**適用することとしましたのでお知らせします。

○同一型式内に設定されている装置や一般に流通している自動車部品を用いた改造であって一定の条件を満たすものについては、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外し、**審査方法を「事前書面審査＋現車審査」から「現車審査のみ」に移行**します。

○**改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合**しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図ります。

## 改造自動車の届出対象の見直し

次に該当する改造は、改造自動車の届出対象から除外します。

- ◆指定自動車等の改造であって、同一の型式（OEM車等を含む。）内に設定されている装置（許容限度が明確な自動車にあっては許容限度が当該自動車と同一又は大きい類別区分番号に設定されているものに限る。）を、取付方法等を変更することなく用いたもの〔動力伝達装置、走行装置、緩衝装置又は連結装置の改造に限る。〕
- ◆乗車定員が9人以下の乗用自動車又は車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車の改造であって、自動車の製作を業とする者、自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により製作された一般に流通している自動車部品を、取付方法等を変更することなく用いたもの〔緩衝装置の改造に限る。〕

## 新規検査等届出制度との統合

改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合し、改造自動車の審査についても新規検査等書面審査要領により実施します。

また、これに伴い、届出書等の提出先を当該改造自動車の新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等（代表届出の場合にあっては地方検査部又は沖縄事務所）とするとともに、改造自動車審査結果通知書の交付を廃止します。

新規検査等書面審査要領



改造自動車審査要領

新規検査等書面審査要領  
改正後は改造自動車の審査についても  
新規検査等書面審査要領により実施

※ 詳細については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」をご参照ください。



独立行政法人  
自動車技術総合機構  
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

## 連鎖式点灯とは・・・

一つの灯室内に複数の光源を有し、かつ、次に掲げる全ての要件を満たす方向指示器（自動車の前部又は後部に備えるものに限る。また、当該方向指示器と兼用する非常点滅表示灯を含む。）又は補助方向指示器の場合に、それらの光源が連鎖的に点灯することをいう。

- ① 各光源は、その点灯後、全ての光源が点灯するまで点灯し続けるものであること。
- ② 全ての光源は、同時に消灯するものであること。
- ③ 光源の一連の点灯は、観測方向からの見かけの照明部の最内縁から最外縁に向かって又は中心から放射状に広がって均一的かつ連続的に点灯するものであること。
- ④ 各光源は、垂直方向に反復して変化しないものであること。
- ⑤ 方向指示器（③において照明部の最内縁から最外縁に向かって点灯するものに限る。）の照明部に外接する長方形は、その長辺が H 面に平行であるものとし、その長方形の長辺と短辺の比は 1.7 以上であること。



### 方向指示器の基準抜粋

自動車には、両側面には方向指示器を備えなければならない。

### 補助方向指示器の基準抜粋

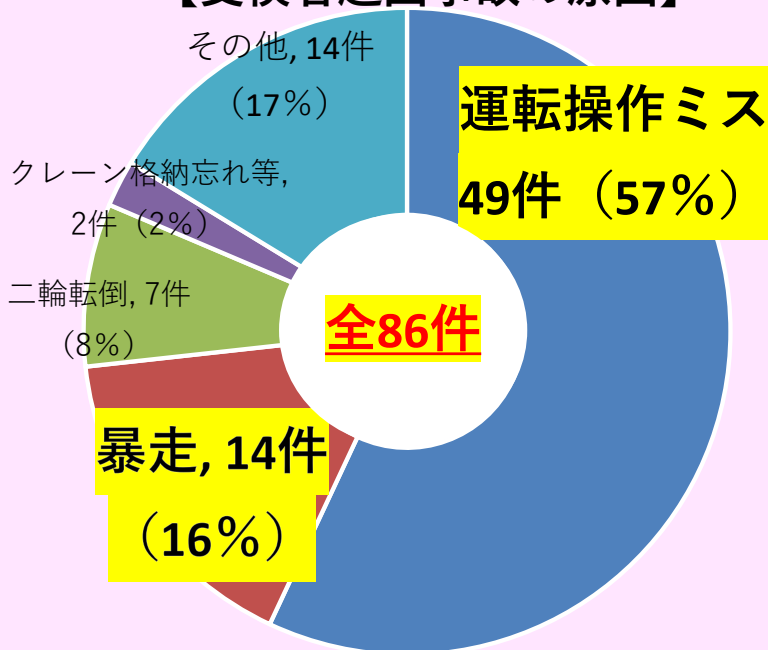
自動車の両側面には、補助方向指示器を一個ずつ備えることができる。

受検者の皆様へ

## 運転操作ミスや暴走による 事故の防止に ご協力をお願いします！！

令和7年度、車検場検査コース内での「**運転操作ミス**」や「**暴走**」など、**受検者の方に起因する事故が86件発生**しました。

### 【受検者起因事故の原因】



#### 「運転操作ミス」とは…

- ・下回りピット開口部への脱輪
- ・コース左右へ寄り過ぎ
- ・テスト等への接触・衝突
- ・後退時の後方確認不足 など

#### 「暴走」とは…

- ・ペダルの踏み間違い
- ・DレンジやRレンジのまま降車 など

**「運転操作ミス」**が受検者起因事故の半数以上を占めています。テストへの乗り入れ前に**車両がコース中央にあるか確認**し、**慎重に運転**してください。

また、「**暴走**」による**事故の被害は甚大※**になる傾向があり、**破損した検査機器の修理費用をご負担**いただくこととなります。  
※ヘッドライトテストの場合1千万円超

**慣れた車検場でも油断せず慎重な運転操作を！**  
**降車時は「ギア位置」、「駐車ブレーキ」の確認を！**



## <運転者の操作ミスによる事故事例>

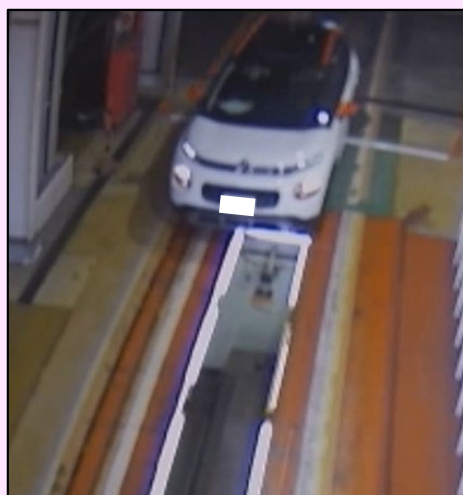
検査コースへ後退して入場しようとしたところ外壁及びシャッターへ衝突。  
(事故発生原因)外壁等と車両の距離を確認していなかった。

【受検者負担】外壁、シャッター修繕費用

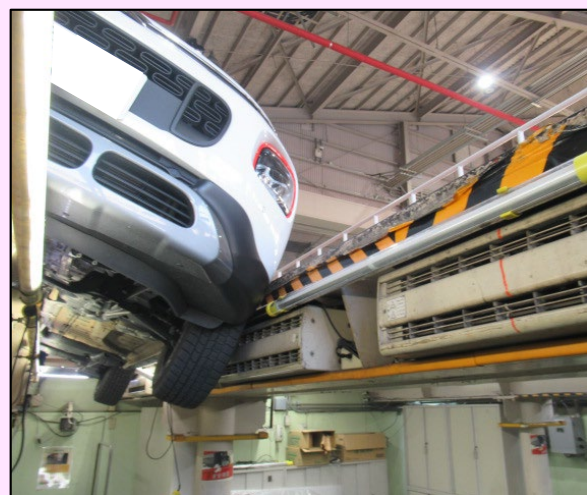
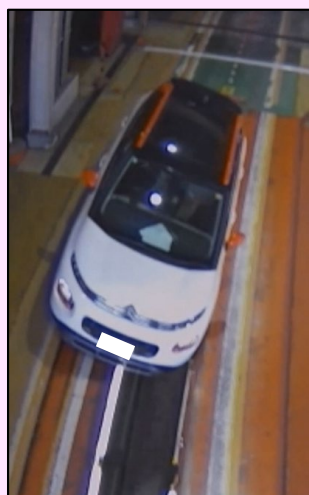
シャッターレール損傷



下回りピットを通過しようとしたところ、左側車輪が前後ともに脱輪。  
(事故発生原因)右側に寄っていたにもかかわらず、確認せず前進した。



進入時点で右寄り



ヘッドライト検査中にもかかわらず前進し、ヘッドライトテスト台へ衝突した。  
(事故発生原因)窓から乗り出して床のラインだけを見ており、前方を見ていなかった。

【受検者負担】ヘッドライトテスト台修理費用



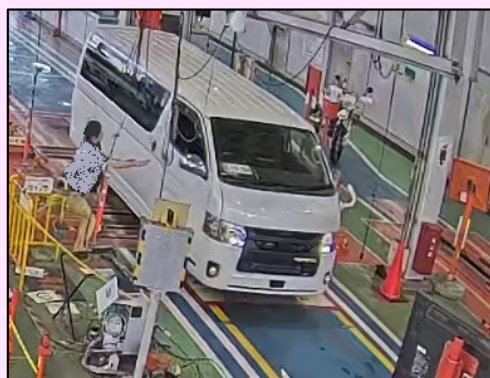


## <暴走による事故事例>

スピード申告スイッチを取ろうとDレンジのまま降車し、車両が発進。  
無人のまま暴走し、コース前方の車両に衝突。

(事故発生原因)Dレンジのまま降車したことによる車両暴走。

**【受検者負担】車両修理費用**



進入時にブレーキとアクセルを踏み間違え、コース前方の車両に衝突。  
(事故発生原因)ペダル踏み間違いによる車両暴走。

**【受検者負担】車両修理費用**

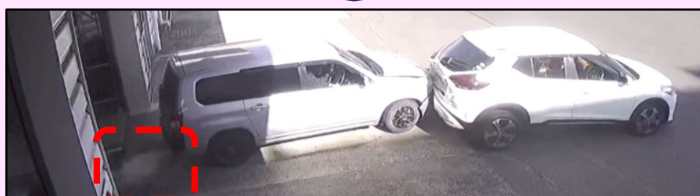


衝突後の状態



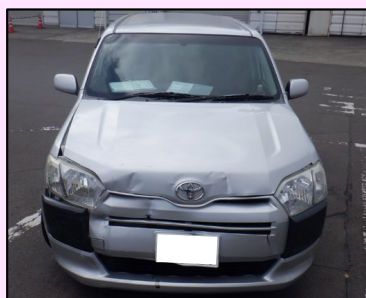
前進時にブレーキとアクセルを踏み間違え、コース前方の車両に衝突。  
(事故発生原因)ペダル踏み間違いによる車両暴走。

**【受検者負担】車両修理費用**



マフラーから白煙(衝突後もアクセルを踏んでいる)

衝突後の状態



## 自動車の電子的な検査（OBD検査）について

本ページでは、自動車の電子的な検査（OBD検査）（令和6年10月開始）の概要及び関係ページへのリンクを掲載しています。

## OBD検査の概要

近年、普及する自動ブレーキ等の先進安全技術は交通事故の防止に大きな効果が期待される一方、正しく作動するためには定期的な検査が必要です。  
国土交通省では、平成29年度より「電子装置の検査（OBD検査）」の導入について検討を重ね、令和元年の道路運送車両法改正等により関係法令を整備しました。  
OBD検査は、令和3年10月1日（輸入車は令和4年10月1日）以降の新型車を対象として、令和6年10月1日（輸入車は令和7年10月1日）以降の車検において実施されます。

## 関係ページへのリンク

## OBD検査とは？（ユーザー向け）



自動車ユーザーの方向けに、OBD検査とは何か、などを解説しています。[\[詳しくはこちら\]](#)

## OBD検査を実施するにあたって（整備事業者向け）



整備事業者の方向けに、OBD検査の制度、実施にあたっての留意事項などを解説しています。[\[詳しくはこちら\]](#)

## OBD検査ポータル



整備事業者がOBD検査に使用するアプリのマニュアル等については、（独）自動車技術総合機構が提供するサイトにおいて公開されています。[\[詳しくはこちら（外部サイトが開きます）\]](#)

## OBD検査関係法令・通達



OBD検査の関係法令・通達などを掲載しています。[\[詳しくはこちら\]](#)

## お問い合わせ先

国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課  
電話：03-5253-8111（内線42424）

[ページの先頭に戻る](#)

## OBD検査を実施するにあたって（整備事業者向け）

本ページでは、整備事業者の方向けに、OBD検査の制度や、実施するにあたっての留意事項などを解説しています。

関係する法令・通達については[こちら](#)

（目次）

- ・[OBD検査の対象車](#)
- ・[OBD検査の対象装置](#)
- ・[OBD検査に使用する機器](#)
- ・[スキャンツール補助金](#)
- ・[OBD検査システムへのアクセスの限定](#)
- ・[OBD検査システム障害時等の対応](#)
- ・[OBD検査の判定フロー](#)
- ・[「OBD検査」「OBD確認」「OBD点検」の違い](#)

## OBD検査の対象車

## OBD検査の対象装置

## OBD検査に使用する機器

## スキャンツール補助金

## OBD検査システムへのアクセスの限定

## OBD検査システム障害時等の対応

## OBD検査の判定フロー

## 「OBD検査」「OBD確認」「OBD点検」の違い

## 『OBD点検』と『OBD検査』の違い

| OBD点検                                 |         | OBD検査                                        | （※サービス機能です）<br>OBD確認         |
|---------------------------------------|---------|----------------------------------------------|------------------------------|
| 定期点検整備                                | 制度      | 検査（車検）                                       | 任意<br>（実施義務はなし）              |
| 令和3年10月1日                             | 開始時期    | 令和6年10月1日<br>（輸入車は令和7年10月1日）                 | OBD検査が必要な自動車<br>に対し、次の期限内で実施 |
| OBDを搭載する全ての自動車<br>（型式にかかわらず）          | 対象自動車   | 令和3年10月1日以降の新型車<br>（輸入車は令和4年10月1日<br>以降の新型車） | ✓ 完成検査時以内での<br>調査の確認         |
| 12か月ごと                                | 実施時期    | 車検時<br>調査：完成検査時<br>確認：持ち込み時                  | ✓ 持ち込みでの省時                   |
| スキャンツールを接続し、<br>数値が必要な故障コード<br>があれば整備 | 方法      | 機構サーバーに接続して<br>（自動判定）                        |                              |
| 整備用スキャンツール                            | スキャンツール | 認定を受けた「検査用スキャンツール」                           |                              |

※ ながの県庁舎に設置した試験機で、  
正確には法令を参照のこと。

[『OBD点検』と『OBD検査』の違い](#)

## OBD検査

OBD検査とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」といいます。）第94条の5第4項に基づく継続検査（車検）において、OBD検査対象装置が保安基準に適合する状態であること（特定DTCが記録されていないこと等）を確認するものです。

※ より正確には、車両法第74条の2第1項に基づき機構が行う基準適合性審査、同条第3項に基づき国が行う基準適合性審査若しくは同法第74条の3第1項に基づき軽自動車検査協会（以下「軽検協」とします。）が行う基準適合性審査、同条第3項に基づき国が行う基準適合性審査又は同法第94条の5第4項に基づき自動車検査員が行う検査において、細目告示別添124「継続検査等を用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準への適合性を判定することをいいます。

## OBD確認

OBD確認とは、自動車特定整備事業者が、OBD検査用サーバーに接続して細目告示別添124に定める基準に適合するかどうかを確認する行為をいいます。

OBD確認は義務ではなく、任意に実施するものですが、OBD確認による適合判定に合格後5日以内であれば、機構（軽自動車であれば軽検協）の検査コースにおいてOBD検査が原則省略されます。

## OBD点検

OBD点検とは、自動車の法定点検の一種であり、令和3年10月1日より追加された「車載式故障診断装置の診断の結果」の点検を指します。

対象車両は、OBD検査又はOBD確認と異なり、大型特殊自動車、被牽引自動車及び二輪自動車以外のOBDを搭載した全ての自動車となります。

OBD検査に関する法令・通達について

OBD検査に関する法令や通達は以下のページに掲載しています。

>[OBD検査関係法令・通達](#)

OBD検査に関する会議について

【現在進行中の議論】

OBD検査の運用状況についてはこちら

>[OBD検査モニタリング会合](#)

【過去の議論】

OBD検査導入の検討経緯についてはこちら

>[車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会](#)

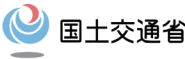
OBD検査の運用開始に向けた準備の経緯はこちら

>[OBD検査準備会合](#)

 お問い合わせ先

国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課  
電話 :03-5253-8111（内線42424）

[ページの先頭に戻る](#)



法人番号2000012100001 [アクセス情報・地図](#)

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3（代表電話）03-5253-8111

- ・お問合せに円滑に対応するため、まずはお問合せ窓口でご用件を伺います。
- ・応対品質向上等のため通話内容を録音する場合があります。
- ・暴言等により円滑な対応が困難な場合は、通話を終了させていただきます。

[プライバシーポリシー](#)

[国土交通省のRSSIについて](#)

[国土交通省 ソーシャルメディア関連リンク集](#)

[リンク・著作権・免責事項について](#)

[関連リンク集](#)

[ソーシャルメディア利用方針](#)



Copyright© 2008 MLIT Japan. All Rights Reserved.



# 点検基準の見直し

- OBD検査の対象外としている大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除いた自動車の定期点検基準の点検項目について、「OBD(車載式故障診断装置)の診断の結果」を追加し、1年ごとに点検することを義務付け。

## <点検の対象となる警告灯>

- 点検は原動機、制動装置、アンチロックブレーキシステムの警告灯、エアバッグ(かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。)、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示(道路運送車両法の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。)

## <点検の実施方法> スキャンツールを用いる場合は、接続し診断の結果を読み取ることにより点検

- イグニッション電源をオンにした状態で診断の対象となる識別表示が点灯することを確認し、原動機を始動させる。そして、診断の対象となる識別表示が点灯または点滅し続けているかを目視により点検する。(ただし自動車メーカー等の作成するユーザーマニュアル等により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)

## <整備の実施方法>

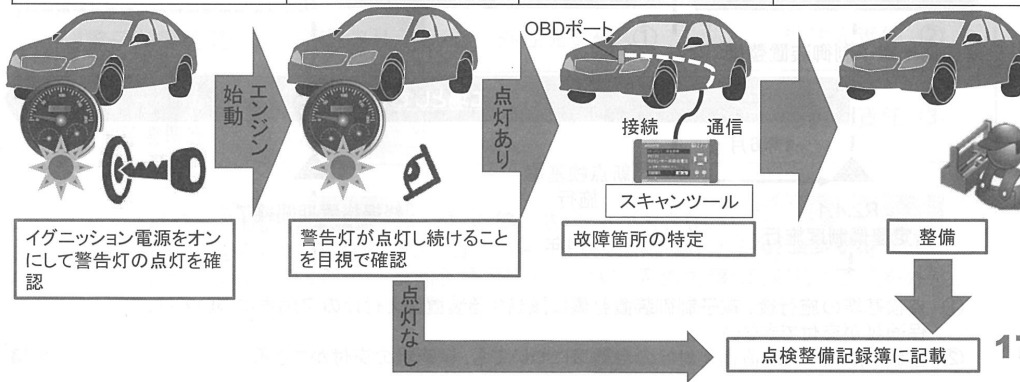
- 点検の対象となる識別表示が点灯または点滅し続けている場合は、スキャンツール等を使用してその原因となる故障箇所を特定し、少なくとも整備作業が適切に完了しなくなるおそれがある作業については、自動車メーカー等の作成する整備要領書に基づいて整備を行う。

- 点検基準の改正により、指定工場における保安基準適合証の交付にも影響がでることから、点検基準の施行は、特定整備制度の施行から1年半後の令和3年10月1日に施行
- 追加した点検項目を点検整備した際、どのようにして点検整備記録簿に記載するかについては、「自動車の点検及び整備に関する手引」に記載

16

## (参考)点検整備の流れ

|                        |  |                    |                  |
|------------------------|--|--------------------|------------------|
| 原動機(異常)の警告灯            |  | 側方のエアバッグ(異常)の警告灯   |                  |
| 制動装置(異常)の警告灯           |  | 衝突被害軽減制動制御装置に係る警告灯 | メーカーごとに異なる警告灯が点灯 |
| アンチロックブレーキシステム(異常)の警告灯 |  | 自動命令型操舵機能に係る警告灯    | メーカーごとに異なる警告灯が点灯 |
| 前方のエアバッグ(異常)の警告灯       |  | 自動運行装置に係る警告灯       | 保安基準の規定ぶりを踏まえ検討  |



17

点検した結果、異常がなければ「レ」点や「良」を○で囲むなどして記録する。

「特」を○で囲むのはエーミング作業や点検以外の整備作業を行った場合(特定整備を実施した場合) ※電子制御装置を取得していない場合は、実施は点検のみ(整備作業を実施するのは未認証)

自動車検査証の登録番号(車両番号)及び車台番号を記入し、当該自動車と同一と認めた場合は、受入時と完成検査時の二重「√」を記入する。

依頼者(使用者)の氏名又は名称及び住所  
東北太郎 宮城県仙台市青葉区五橋一丁目2-3

自動車登録番号又は車両番号 車台番号  
√ 東北330た3003 √ NS 110-54321 √

### 下廻り点検

|                        |                                     |   |   |
|------------------------|-------------------------------------|---|---|
| ■エンジン・オイル              | 漏れ                                  | 良 | 修 |
| ■ステアリング・ギヤ・ボックス        | ☆取付けの緩み                             | 良 | 修 |
| ■ステアリングのロッド、アーム類       | ☆緩み、がた、損傷                           | 良 | 修 |
| ■ボールジョイントのダストブーツの亀裂、損傷 |                                     | 良 | 修 |
| ■トランスミッション、トランスファ      | ☆オイルの漏れ                             | 良 | 修 |
|                        | ☆オイルの量                              | 良 | 給 |
| ■プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト   | ☆連結部の緩み                             | 良 | 修 |
|                        | ドライブ・シャフトのユニバーサルジョイント部のダストブーツの亀裂、損傷 | 良 | 修 |

### 高圧ガス(燃料)廻り点検

|                     |                   |   |   |
|---------------------|-------------------|---|---|
| ■エキゾースト・パイプ、マフラ     | ☆取付けの緩み、損傷、腐食     | 良 | 修 |
|                     | ☆過熱部の取付けの緩み、損傷、腐食 | 良 | 修 |
|                     | マフラの機能            | 良 | 交 |
| パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷  |                   |   |   |
| ガス・ボンベ取付部の緩み、損傷     |                   |   |   |
| ガス・ボンベ、ガス・ボンベ附属品の損傷 |                   |   |   |

### 外廻り点検

|           |       |   |   |
|-----------|-------|---|---|
| ■フレーム、ボディ | 緩み、損傷 | 良 | 修 |
|-----------|-------|---|---|

### 日常点検

|                                  |   |   |   |   |
|----------------------------------|---|---|---|---|
| ブレーキ液の量                          | 良 | 給 | 交 |   |
| バッテリー液の量                         | 良 | 給 | 交 |   |
| 冷却水の量                            | 良 | 給 | 交 |   |
| エンジン・オイルの量                       | 良 | 給 | 交 |   |
| エンジンのかかり具合、異音                    | 良 | 修 | 交 |   |
| 低速、加速の状態                         | 良 | 調 | 交 |   |
| ヘッドランプ、ストップランプ、ウィンカーランプの点灯、汚れ、損傷 |   |   | 良 | 交 |
| ウインド・ウォッシャー液の量                   | 良 | 給 | 交 |   |
| ウインド・ウォッシャーの噴射状態                 | 良 | 調 | 交 |   |
| ワイパの拭き取り状態                       | 良 | 交 |   |   |

### デファレンシャル

|         |   |   |
|---------|---|---|
| ★オイルの漏れ | 良 | 修 |
| ★オイルの量  | 良 | 給 |

### ブレーキ(ホース)パイプ

|             |   |   |
|-------------|---|---|
| 漏れ、(損傷)取付状態 | 良 | 交 |
|-------------|---|---|

### メンテナスに関するアドバイス

1年後の点検時にタイミングベルトの交換が必要になります。(10万kmが目安です)

|                 |               |           |
|-----------------|---------------|-----------|
| 番号 東北警指第3-2000号 | 点検の年月日        | R5年 8月 1日 |
| 仙台工場            | 整備を完了した年月日    | R5年 8月 1日 |
| 野区扇町4丁目-32      | 点検(整備)時の総走行距離 | 89794 km  |

特定整備の場合は○印をつける。

## 自家用乗用車等・別表6

### 車載式故障診断装置点検

OBDの診断の結果

特

良

修

### その他の点検・整備項目

衝突被害軽減制動装置のカメラのエーミング作業

| 交換部品等             | 数量   |
|-------------------|------|
| エンジン・オイル          | 3.7ℓ |
| オイル・フィルタ          | 1個   |
| LLC(ロングライフ・クーラント) | ℓ    |
| ブレーキ・フルード         | 1ℓ   |
| フロントディスクパッド       | 1セット |
| リヤホイールシリンダー       | 2個   |
| フロントブレーキホース       | 2本   |
| タイロッドエンドブーツ       | 1個   |
| エアエレメント           | 1個   |
| バッテリー液            | 1    |

特殊な使用状況にある自動車及び特殊な構造・装置を有する自動車について必要となった点検・整備の結果を記入する。

書ききれない場合は別紙のとおりとして、別紙をつける。

注 この記録簿は、1年間携行保存して下さい。

点検・整備の結果、伝えたい内容を記入する。  
(次回の点検・整備時期を明確にアドバイスすることにより、今後の受注率アップにもつながる。)

19



(作業区分)

| 作業区分 |                               | 意味                                            | 作業例                                                                       | チェック記号の例 |
|------|-------------------------------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|----------|
| 点検   |                               | 点検の結果、異状がなかった                                 | —                                                                         | レ        |
| 整備作業 | 交換                            | 点検の結果、交換した。(部品、油脂、液類の交換作業を示す。)                | ○ ブレーキ・ライニングの交換<br>○ ホイール・ベアリングの交換<br>○ カメラ、レーダーその他のセンサーの交換               | ×        |
|      | 修理                            | 点検の結果、修理した。(摩耗、損傷などのため部品を修復する作業を示す。)          | ○ 電気配線の損傷の修復<br>○ タイヤのパンク修理<br>○ カメラ、レーダーその他のセンサーの修理                      | △        |
|      | 調整                            | 点検の結果、調整した。(機能維持のため、遊び、すき間、角度などを基準値に戻す作業を示す。) | ○ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間調整<br>○ クラッチ・ペダルの遊び調整                                | A        |
|      |                               | 点検の結果、調整した。(スキャンツール等で機能調整する作業を示す。)            | ○ カメラ、レーダーその他のセンサーの機能調整                                                   |          |
|      | 締付                            | 点検の結果、締め付けた。(緩んだ箇所を増し締めする作業を示す。)              | ○ ホイール・ナットの増し締め<br>○ リーフ・スプリングのUボルトの増し締め<br>○ カメラ、レーダーその他のセンサーの取付ボルトの増し締め | T        |
|      | 清掃                            | 点検の結果、清掃した。(粉塵、油などによる汚れを取り除く作業を示す。)           | ○ ブレーキ・ドラム内の汚れの清掃<br>○ バッテリーのターミナル部の清掃                                    | C        |
| 給油   | 点検の結果、給油した。(油脂、液類を補給する作業を示す。) | ○ エンジン・オイルの補給<br>○ シャン各部の給油脂                  | L                                                                         |          |

<具体的な記載イメージ>

○点検結果に応じた調整、補充、清掃等の整備の概要を記載する。その際に特定整備を行った場合には、チェック記号を○で囲むなどして記録する。

例１）タイヤ空気圧を点検した結果、異常がなかった。

■走行装置

レ

タイヤの空気圧/タイヤの亀裂、損傷

例２）ブレーキ・ドラムを交換した。

■ブレーキ装置

⊗

ブレーキ・ドラムの摩耗、損傷

○「車載式故障診断装置の診断の結果」を点検した結果、電子制御装置整備を行う場合、エーミング時に複数の整備作業を伴うことがあることから、その際にはそれぞれのチェック記号を点検整備記録簿に記載する。その際に特定整備を行った場合には、チェック記号を○で囲むなどして記録する。また、点検整備記録簿に整備の概要を記入する欄が存在しない場合には、適宜、その他の欄等を活用し整備の概要を記入する。

例１）衝突被害軽減制動制御装置のカメラのボルトを増し締めし、その後エーミング作業を行った。

■ブレーキ装置

⊗

Ⓐ

衝突被害軽減制動制御装置の機能

例２）「車載式故障診断装置の診断の結果」を点検した結果、衝突被害軽減制動制御装置のカメラを交換し、その後エーミング作業を行った。

■付属装置等

車載式故障診断装置の診断の結果

その他の点検項目

⊗

衝突被害軽減制動制御装置のカメラの交換

Ⓐ

衝突被害軽減制動制御装置のカメラのエーミング作業

5.2. 電子制御装置整備に係る特定整備記録簿等の記載方法

法第 91 条により、自動車特定整備事業者は特定整備記録簿を備え、特定整備をしたときは、特定整備の概要等を記載しなければならない。

新たな特定整備の対象となる電子制御装置整備作業においては、ガラス交換やバンパ交換等を行い、その後、別の特定整備事業者がエーミング作業を行うケースも想定される。この場合においては、特定整備記録簿の記載が別々になるものの、電子制御装置整備を行った場合に、最終的にエーミング作業が適切に実施されているかどうかの記録を残す必要がある。

また、指定自動車整備事業者が電子制御装置整備の作業を外注する場合であっても、その記載方法や外注先が交付する特定整備記録簿の取扱いについても明確にする必要がある。

<具体的に想定されるケースと特定整備記録簿への記載内容>

電子制御装置整備を実施する事業者は以下のⅠ～Ⅲに分類される。ケース 1～4 に示す場合の特定整備記録簿への記載内容と記載すべき者について、いくつか例を示す。

Ⅰ. 電子制御装置整備の認証を取得した特定整備事業者（2.2 のパターン②及び③の事業者）

Ⅱ. 分解整備事業者であって、電子制御装置整備の認証を取得していない（2.2 のパターン①の事業者）が、改正法施行の際（令和 2 年 4 月 1 日）、現に電子制御整備作業に相当する事業を営んでいる者

Ⅲ. 分解整備事業者の認証を取得しておらず、改正法施行の際（令和 2 年 4 月 1 日）、現に電子制御整備

20

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）

近年、自動車ユーザーの使用形態が一層多様化しており、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 7 条の新規登録（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車は法第 59 条の新規検査。以下同じ。）及び法第 71 条の予備検査（以下「新規登録等」という。）における負担の一層の軽減を図るため、法第 75 条第 4 項における完成検査終了証の発行後、譲渡されてから新規登録等までの間に自動車部品を装着（取替え及び取外しを含むものとする。以下同じ。）した自動車の取扱い又は法第 16 条の一時抹消登録（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては、法第 69 条第 4 項の規定による自動車検査証の返納。以下「一時抹消登録等」という。）後から新規登録等までの間に自動車部品を装着した自動車に対する法第 94 条の 5 第 5 項の保安基準適合証の取扱いを保安上後退することがない範囲で見直し、令和 8 年 1 月 1 日以降は下記によることとしたので了知するとともに、関係者に周知徹底を図り、今後はこれにより遺漏なきよう取扱われたい。関係団体には別紙のとおり通知していることを申し添える。

また、この取扱いの実施に伴い、使用の過程にある自動車における道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）別表第 2 に規定する新規検査及び予備検査並びに指定自動車整備事業規則（昭和 37 年運輸省令第 49 号。以下「指定規則」という。）別表第 2 に規定する構造に関する検査において、当該自動車の長さ、幅及び高さ並びに車両重量が当該登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証（以下「登録識別情報等通知書等」という。）の記載事項と同一であるかどうかを視認により検査する場合にあっても、下記に準じた取扱いとするので併せて了知されたい。

なお、自動車部品を装着した自動車の構造・装置に係る道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）への適合性の判断に当たっては、当該自動車部品が装着された状態において保安基準の各条項に適合していること

が必要であること、及び、自動車部品を装着したことにより自動車の構造・装置が保安基準に適合していない場合にあっては、新規登録後において、法第 54 条又は法第 54 条の 2 に基づく整備命令及び法第 94 条の 8 に基づく保安基準適合証の交付の停止等の対象となりうることを念のため申し添える。

## 記

### 1. 完成検査終了証及び保安基準適合証の取扱い

新規登録等の際に車両の提示に代えて提出される完成検査終了証及び一時抹消登録等を行った自動車に対し指定整備事業者が交付する保安基準適合証に係る取扱いについては、以下によるものとする。

(1) 記 1 に用いる用語の定義は次によるものとする。

- ① 「簡易な取付方法」とは、手で容易に着脱できる取付方法をいう。
- ② 「固定的取付方法」とは、簡易な取付方法又は恒久的取付方法以外の取付方法をいう。
- ③ 「恒久的取付方法」とは、溶接又はリベットで装着される取付方法をいう。
- ④ 「指定部品」とは、ユーザーの嗜好により追加、変更等する蓋然性が高く、安全の確保、公害の防止上支障が少ないエア・スポイラ、ルーフ・ラック、ショック・アブソーバ、トレーラ・ヒッチ等、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」（平成 7 年 11 月 16 日自技第 234 号、自整第 262 号）に示す指定部品をいう。（以下同じ。）
- ⑤ 「指定外部品」とは、指定部品以外の自動車部品をいう。

(2) 次の各号の一に該当する場合には、新規登録等を行う自動車に発行され譲渡された者の完成検査終了証を無効としない取扱いとともに、一時抹消登録等を行った自動車に対し構造等に関する事項に変更がないものとして指定整備事業者が保安基準適合証の交付を可能とする又は交付された保安基準適合証を無効としないものとする。ただし、施行規則第 36 条第 5 項及び第 6 項に規定する基準の対象装置の改造や変更を行った場合における完成検査終了証の取扱いについては、この限りでない。

- ① 簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合
- ② 指定部品を固定的取付方法により装着した場合
- ③ 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の長さ、幅及び高さ並びに車両重量が、完成検査終了証又は登録識別情報等通知書等に記載されている値に対して、次表の種別に応じ



て適用される項目ごとのいずれの範囲内にも含まれる場合

| 項目   | 範囲     | 種別                               |
|------|--------|----------------------------------|
| 長さ   | ±3cm   | 検査対象軽自動車、小型自動車、<br>普通自動車、大型特殊自動車 |
| 幅    | ±2cm   |                                  |
| 高さ   | ±4cm   |                                  |
| 車両重量 | ±50kg  | 検査対象軽自動車、小型自動車                   |
|      | ±100kg | 普通自動車、大型特殊自動車                    |

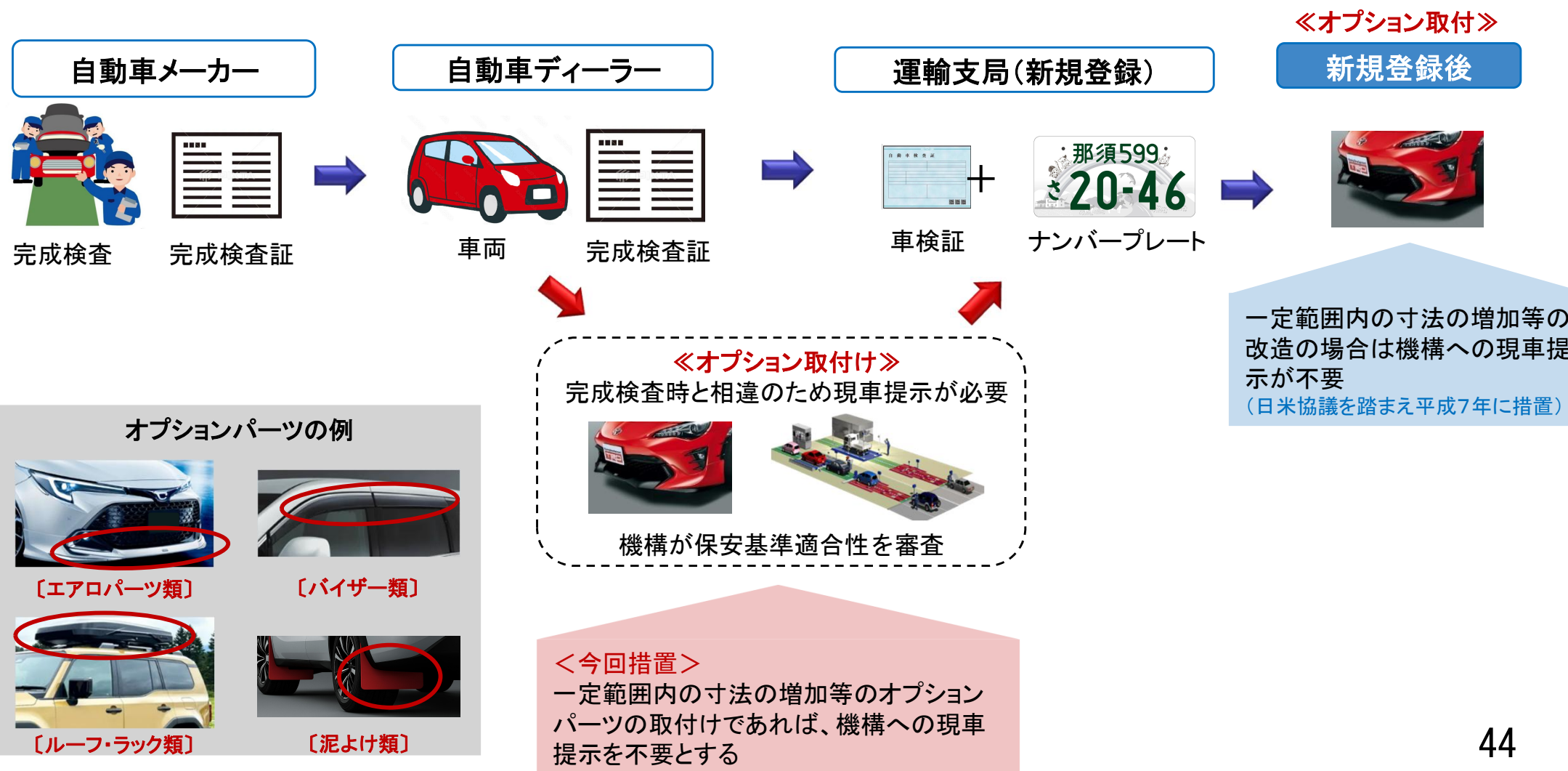
2. 一時抹消登録等を行った自動車の新規検査等における審査結果の通知の取扱い
- (1) 自動車技術総合機構は、一時抹消登録等を行った自動車の新規検査又は予備検査（以下「新規検査等」という。）の際、1. (2)①から③までの各号の一に該当する場合には、提示された登録識別情報等通知書等に記載されている値と構造等に変更がないものと取扱って差し支えない。なお、現車審査時においては、自動車技術総合機構の審査担当職員は、提示された登録識別情報等通知書等に記載されている値に対して、変更を行う旨の意思を受検者より申告された場合は従前のおり諸元の計測を行うこと。
- (2) 軽自動車検査協会が行う検査対象軽自動車の新規検査等の場合であっても、(1) の取扱いに準ずることとする。

附則〔令和7年12月12日付け国自整第181号〕

本規定は、令和8年1月1日から適用する。

# 新規検査時におけるオプションパーツの取扱いの変更について

- 現状、新規登録前にオプションパーツを取付けた場合、自動車技術総合機構（機構）に現車提示が必要。
- このため、自動車ディーラー等は、ユーザーとの販売契約が終了しても、新規登録が終了するまでオプションパーツの取付け作業に着手できない。
- 整備士不足等を背景に、計画的な作業を実施したいとの自動車ディーラー等の要望を踏まえ、一定の範囲内のオプションパーツの取付けであれば、機構への現車提示を不要とする（令和8年1月施行）。



令和 8 年 3 月 24 日  
物流・自動車局  
自動車整備課

## 自動車整備事業関連手続きについてもオンライン申請を開始します！

～いつでもどこからでも申請可能に～

政府が推進するデジタル社会の実現に向けた重点計画等に基づき、国土交通省では各種行政手続きのオンライン化を進めています。自動車整備事業分野においても、自動車運送事業に続き、オンライン化を推進しています。

このたび令和 8 年 4 月 1 日より、これまで窓口または郵送で行っていた 11 の手続きについて、オンラインによる申請・届出も可能となります。

### 1. 対象手続きと利用開始時期

令和 8 年 4 月 1 日より、以下の 11 手続きがオンライン申請に対応します。

#### 【自動車特定整備事業関係】

新規申請 / 変更届出・変更申請 / 廃止届出 / 整備主任者の選任届出・変更届出

#### 【指定自動車整備事業関係】

新規申請 / 変更届出・変更申請 / 廃止届出 / 自動車検査員の選任届出・変更届出

#### 【優良自動車整備事業関係】

新規申請 / 変更届出 / 辞退等届出

### 2. オンライン申請の利用方法

対象手続きは、国土交通省ウェブサイト内の以下ページをご参照の上、e-Gov を通じてオンライン申請が可能です。

#### ■国土交通省 物流・自動車局ウェブサイト

e-Gov オンライン申請（自動車事業関連手続き）

URL: [https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk9\\_000058.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000058.html)

（右記二次元コードからもアクセス可能です）



ウェブサイト内には、オンライン申請マニュアルや、説明用の動画等を掲載しておりますので、申請の際にご活用ください。

#### <問い合わせ先>

物流・自動車局 自動車整備課 富岡、佐々木

代表 03-5253-8111（内線 42423） 直通 03-5253-8599

令和8年4月～

自動車整備事業手続きのオンライン申請をご利用ください！

自動車整備事業者の皆様は、事業場のパソコン等から  
各種手続きのオンライン申請が行えるようになります

書面で提出していた自動車整備事業関連手続きの「申請書」や「届出書」を  
自社のパソコン等からインターネットを通じて提出することができます。

### 電子申請(e-Gov)利用のメリット

✓ いつでも、どこでも申請可能 

✓ 行政機関までの移動が不要 

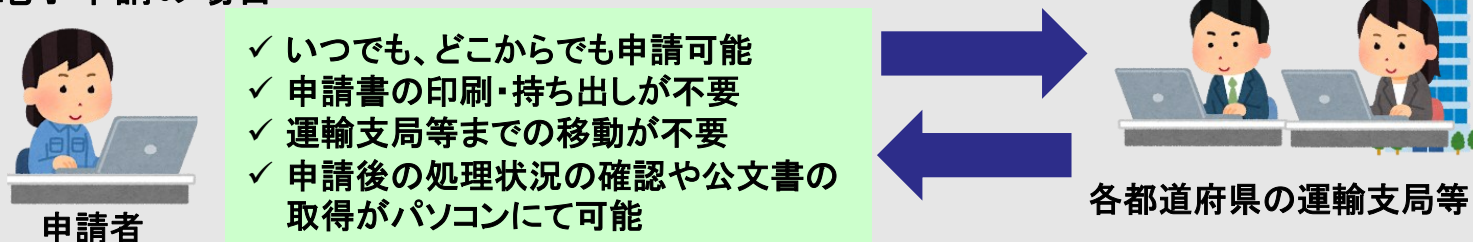
✓ パソコンで申請後の状況を確認 

✓ パソコンで公文書取得が可能 

#### ■紙申請の場合



#### ■電子申請の場合



### 電子申請の利用対象となる手続き

#### 自動車特定整備事業

新規申請  
変更届出・変更申請  
廃止届出  
整備主任者の選任・変更届出

#### 指定自動車整備事業

新規申請  
変更届出・変更申請  
廃止届出  
自動車検査員の選任・変更届出

#### 優良自動車整備事業

新規申請  
変更届出  
辞退等届出

令和8年4月より利用開始を予定



オンライン申請の詳細は、こちらのサイトをご参照ください。

自動車整備事業に関するオンライン申請

URL: [https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk9\\_000058.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000058.html)





## 電子申請利用の流れ(概要)

### e-Gov電子申請システム

#### パソコンの環境設定

#### 申請書/届出書、 添付資料の作成

#### 申請書/届出書、 添付資料の提出

e-Gov電子申請システムの利用には、e-Gov電子申請プログラムの**インストール作業**が必要となります。インストール手順等についてはe-Govサイトをご参照ください。

**※デジタル庁発行のGビズID(プライム又はメンバー)が必要です。**  
ご利用のパソコンからe-Govの電子申請システムにログインの上、手続き検索機能等を利用し、申請書/届出書の様式画面を表示し、画面に申請/届出内容の入力及び添付資料ファイルをアップロードします(申請様式と添付資料の作成)。**なお、スマートフォンからは申請・届出はできませんので、ご注意ください。**  
作成後、e-Govの電子申請システム上で、提出先等の設定を行った上で、申請書/届出書、添付資料の提出を行います。

電子申請利用準備や操作方法、各申請ごとのマニュアル等、詳細につきましては、こちらのサイトをご参照ください。

URL: [https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk9\\_000058.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000058.html)



## 関連リンク

### e-Gov電子申請サイト

手続共通の電子申請利用準備、利用方法、よくある質問等を掲載する総合サイトです。

URL: <https://shinsei.e-gov.go.jp/>



### e-Gov電子申請～FAQサイト

電子申請利用に関するご質問への回答を紹介するサイトです(上記総合サイト内に構成)。

URL: <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/faq>



### 国土交通省 e-Gov電子申請サイト

国土交通省のe-Gov電子申請サイトです。

URL: [https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sos\\_ei\\_jouhouka\\_fr2\\_000002.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sos_ei_jouhouka_fr2_000002.html)



## お問い合わせ先

### パソコンの環境設定等e-Govに関すること

#### e-Gov利用者サポートデスク

☎: 050-3786-2225

URL: <https://www.e-gov.go.jp/contact>

受付時間: 平日 9:00～17:00 他  
(※詳細はサイトにてご確認ください。)



### GビズIDに関すること

#### GビズID ヘルプデスク

☎: 0570-023-797

URL: <https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

受付時間: 9:00～17:00  
(土・日・祝日、年末年始を除く)



### 申請方法や入力方法に関すること

#### 自動車整備事業関係オンライン申請ヘルプデスク

☎: 050-3852-4979 (※令和8年4月1日開始)

受付時間: 平日 8:30～17:15  
(※運輸支局等の開庁日に準ずる。)

### 記載事項や必要な添付書面等 具体的な申請内容・届出内容に関すること

管轄する運輸支局等の自動車整備事業担当へ直接お問い合わせください。**特に、指定自動車整備事業の新規申請等、運輸支局等との調整が必要なものについては事前にご相談ください。**

### 本資料の内容に関する問い合わせ先

国土交通省 物流・自動車局自動車整備課  
03-5253-8111

## 令和7年度 指定整備事業者の処分状況一覧表

(令和8年3月末現在)

| 支 局 | 処分年月    | 処 分 内 容             | 違 反 の 概 要                                                                                                                                                                      |
|-----|---------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福島  | 令和7年12月 | 保安基準適合証の交付停止<br>20日 | <p>【指定整備事業関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 法令の規定を遵守する体制でない。</li> <li>• 適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち一部の期間において自賠責未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した。</li> </ul> |

## 令和7年度 特定整備事業者の処分状況一覧表

(令和8年3月末現在)

| 支 局 | 処分年月日   | 処 分 内 容           | 違 反 の 概 要                                                                                                                                                 |
|-----|---------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 宮 城 | 令和7年10月 | 自動車特定整備事業の停止 15日間 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 特定整備記録簿の虚偽記載</li> <li>• 特定整備記録簿の一部記載漏れ</li> <li>• 故意以外による点検整備料金の過剰請求</li> <li>• 整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備</li> </ul> |

## 最近、岩手県内で発生している違反事例について

| 事例 | 違反の概要                                                     |
|----|-----------------------------------------------------------|
| 1  | OBD対象車であるにもかかわらずOBD検査を実施せず保安基準適合証を交付した<br>(6事業場)          |
| 2  | OBD対象車の検査を実施する際に「確認モード」で検査を実施してしまい保安基準適合証を交付した<br>(6事業場)  |
| 3  | OBD検査を実施する際に別の検査員若しくは別の事業場のID・パスワードを使用して検査を実施した<br>(2事業場) |
| 4  | OBD検査を車台番号の入力を誤ってしまったまま実施して保安基準適合証を交付した<br>(2事業場)         |
| 5  | 車検証の備考欄に記載された事項を見落としてしまい気がつかないまま保安基準適合証を交付した              |
| 6  | 保安基準不適合の状態で保安基準適合証を交付した                                   |
| 7  | 検査機器による検査を実施したにもかかわらず記録簿に記載せず保安基準適合証を交付した                 |
| 8  | 車検整備した車両の車輪が脱落した<br>(2事業場)                                |
| 9  | 特定整備に重大な瑕疵があった                                            |



令和 7 年 4 月 1 日

## 指定自動車整備事業場（民間車検場）の取消処分

## ～ 不正行為による処分 ～

熊本県内の指定自動車整備事業場に対して、下記のとおり道路運送車両法の違反が確認されたため、指定及び認証の取消等の行政処分を行いました。

## 記

- 取消年月日  
令和 7 年 4 月 2 日（水）
- 事業者の名称  
S K テック株式会社
- 事業場の名称及び所在地  
チェレステ嘉島店（熊本県上益城郡）
- 行政処分の種類
  - 自動車特定整備事業（※1）の認証の取消
  - 指定自動車整備事業（※2）の指定の取消
  - 自動車検査員（※3）の解任命令（2 名）
- 主な違反の概要
  - 自動車特定整備事業
    - 特定整備記録簿の虚偽記載。  
(道路運送車両法第 9 条第 1 項違反)
    - ペーパー車検での車検手続き。  
(道路運送車両法第 9 条第 5 項違反)
  - 指定自動車整備事業
    - 点検整備及び検査を全て実施せずに適合証を交付した。(いわゆるペーパー車検)  
(道路運送車両法第 9 条第 5 項第 1 項違反)
    - 指定整備記録簿の虚偽記載。  
(道路運送車両法第 9 条第 6 項第 1 項違反)
  - 自動車検査員
    - 検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した。  
(道路運送車両法第 9 条第 5 項第 4 項違反)

その他、法令違反が確認された。

運輸と観光で九州の元気を創ります

## &lt;お問い合わせ先&gt;

九州運輸局自動車技術安全部整備課 担当：土田、取違  
電 話：092-472-2537



令和 8 年 4 月 3 日

## 認証・指定自動車整備事業者に対する行政処分について

中国運輸局管内の認証・指定自動車整備事業場（株式会社高畑モータース）に対し監査を行った結果、下記のとおり道路運送車両法違反が確認されたため、本日、中国運輸局は自動車特定整備事業の認証の取消し等の行政処分を行いました。

- 事業者及び事業場の名称  
事業者：株式会社高畑モータース（島根県江津市）  
事業場：同上
- 行政処分の内容（処分年月日 令和 8 年 4 月 3 日）
  - 自動車特定整備事業※1の認証の取消し
  - 指定自動車整備事業※2の指定の取消し
  - 自動車検査員※3の解任命令（1 名）
- 法令違反等の主な内容
  - 法令の規定を遵守する体制でない  
(道路運送車両法第 9 条第 3 項第 1 項違反)
  - ペーパー車検を実施した  
(道路運送車両法第 9 条第 5 項第 1 項違反)
  - 故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した  
(道路運送車両法第 9 条第 5 項第 1 項違反)
  - 検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した  
(道路運送車両法第 9 条第 5 項第 4 項違反)

## 【問い合わせ先】

中国運輸局自動車技術安全部 整備・保安課

（担当）中原・堀 TEL 082-228-9142

## 【配布先】

広島合同庁舎記者クラブ、広島経済記者クラブ、広島県政記者クラブ、島根県政記者会

令和 7 年 4 月 1 1 日  
関東運輸局プレスリリース

## 不正車検を行った自動車整備事業者の指定の取消処分 ～ペーパー車検での車検手続きを実施～

埼玉県越谷市の指定自動車整備事業者の事業場に監査を実施したところ、ペーパー車検<sup>\*1</sup>での車検手続きなどの道路運送車両法違反が確認されたため、本日、関東運輸局は指定自動車整備事業の指定の取消し等の行政処分を行いました。

### 1. 事業者及び事業場の名称

事業者：和幸モーター株式会社（埼玉県越谷市）  
事業場：和幸モーター株式会社 上尾店（埼玉県上尾市）

### 2. 行政処分の内容（処分年月日 令和7年4月11日）

- （1）自動車特定整備事業<sup>\*2</sup>の事業の停止10日間
- （2）指定自動車整備事業<sup>\*3</sup>の指定の取消し

### 3. 法令違反等の主な内容

- （1）ペーパー車検での車検手続き  
（道路運送車両法第94条の5違反）
- （2）点検整備及び検査を全て実施せずに保安基準適合証を交付  
（道路運送車両法第94条の5第1項違反）

### 4. 違反の概要

- （1）1台の車両についてペーパー車検での車検手続きをした
- （2）3台の車両において点検整備及び検査を全て実施せずに保安基準適合証を交付した（ペーパー車検）。その他、法令違反が確認された。

#### 【問い合わせ先】

関東運輸局 自動車技術安全部 整備課 鈴木・渡邊  
電話：045-211-7254 FAX：045-201-8813

#### 【配布先】

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、埼玉県政記者クラブ  
関東運輸局記者会「ハイタク等専門紙」、物流専門紙

令和 8 年 4 月 1 7 日  
関東運輸局プレスリリース

## 不正車検を行った自動車整備事業者の指定の取消処分 ～不正改造状態での車検手続きを実施～

茨城県水戸市の指定自動車整備事業者の事業場に監査を実施したところ、不正改造<sup>\*1</sup>状態での車検手続きなどの道路運送車両法違反が確認されたため、本日、関東運輸局は指定自動車整備事業の指定の取消し等の行政処分を行いました。

### 1. 事業者及び事業場の名称

事業者：茨城ダイハツ販売株式会社（茨城県水戸市）  
事業場：茨城ダイハツ販売株式会社 日立店（茨城県日立市）

### 2. 行政処分の内容（処分年月日 令和8年4月17日）

- （1）自動車特定整備事業<sup>\*2</sup>の事業の停止60日間
- （2）指定自動車整備事業<sup>\*3</sup>の指定の取消し
- （3）自動車検査員<sup>\*4</sup>の解任命令2名

### 3. 法令違反等の主な内容

- （1）不正改造状態での保安基準適合証の交付  
（道路運送車両法第94条の5第1項違反）
- （2）故意による検査の一部を未実施での保安基準適合証の交付  
（道路運送車両法第94条の5第1項違反）

### 4. 違反の概要

- （1）不正改造状態で保安基準適合証を交付した（4台）
- （2）故意により検査の一部を実施せずに保安基準適合証を交付した（3台）等

#### 【問い合わせ先】

関東運輸局 自動車技術安全部 整備課 川上・川村  
電話：045-211-7254 FAX：045-201-8813

#### 【配布先】

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ  
関東運輸局記者会「ハイタク等専門紙」、物流専門紙

令和7年8月8日

## 指定自動車整備事業場（民間車検場）の取消処分

## ～ 不正行為による処分 ～

長崎県内の指定自動車整備事業場に対して、下記のとおり道路運送車両法の違反が確認されたため、指定取消し等の行政処分を行いました。

記

1. 取消年月日  
令和7年8月9日（土）
2. 事業者の名称  
ハートモータース株式会社
3. 事業場の名称及び所在地  
ハートモータース株式会社 松浦工場（長崎県松浦市）
4. 行政処分の種類
  - （1）自動車特定整備事業（※1）の事業の停止（10日）
  - （2）指定自動車整備事業（※2）の指定の取消し
5. 主な違反の概要
  - （1）自動車特定整備事業
    - ・特定整備記録簿の虚偽記載。  
(道路運送車両法第91条第1項違反)
  - （2）指定自動車整備事業
    - ・点検整備を全て実施せずに保安基準適合証を交付した。  
(道路運送車両法第94条の5第1項違反)
    - ・指定整備記録簿の虚偽記載。  
(道路運送車両法第94条の6第1項違反)

その他、法令違反が確認された。

運輸と観光で九州の元気を創ります

&lt;お問い合わせ先&gt;

九州運輸局自動車技術安全部整備課 担当：土田、取違  
電 話：092-472-2537



令和7年9月9日

## 指定自動車整備事業場（民間車検場）の取消処分

## ～ 不正行為による処分 ～

熊本県内の指定自動車整備事業場に対して、下記のとおり道路運送車両法の違反が確認されたため、指定取消し等の行政処分を行いました。

記

1. 取消年月日  
令和7年9月10日（水）
2. 事業者の名称  
三菱ふそうトラック・バス株式会社
3. 事業場の名称及び所在地  
三菱ふそうトラック・バス株式会社九州ふそう八代工場（熊本県八代市）
4. 行政処分の種類
  - （1）自動車特定整備事業（※1）の事業の停止（40日）
  - （2）指定自動車整備事業（※2）の指定の取消し
5. 主な違反の概要
  - （1）自動車特定整備事業
    - ・不正改造を実施。  
(道路運送車両法第91条の3、第99条の2項違反)
  - （2）指定自動車整備事業
    - ・点検整備を全て実施せずに保安基準適合証を交付した。  
(道路運送車両法第94条の5第1項違反)
    - ・指定整備記録簿の虚偽記載。  
(道路運送車両法第94条の6第1項違反)

その他、法令違反が確認された。

運輸と観光で九州の元気を創ります

&lt;お問い合わせ先&gt;

九州運輸局自動車技術安全部整備課 担当：土田、取違  
電 話：092-472-2537





令和7年9月19日

## 認証・指定自動車整備事業者に対する行政処分について

中国運輸局管内の認証・指定自動車整備事業場（相互自動車株式会社）に対し監査を行った結果、下記のとおり道路運送車両法違反が確認されたため、本日、中国運輸局は指定自動車整備事業の指定の取消し等の行政処分を行いました。

- 事業者及び事業場の名称  
相互自動車株式会社（岡山県真庭市）
- 行政処分の内容（処分年月日 令和7年9月19日）
  - 自動車特定整備事業<sup>\*1</sup>の事業停止20日間
  - 指定自動車整備事業<sup>\*2</sup>の指定の取消し
  - 自動車検査員<sup>\*3</sup>の解任命令 1名
- 法令違反等の主な内容
  - 自動車特定整備事業
    - ペーパー車検での車検手続（2台）  
（道路運送車両法第94条の5違反）
  - 指定自動車整備事業
    - 点検整備及び検査を全て実施せずに保安基準適合証を交付した（いわゆるペーパー車検）  
（道路運送車両法第94条の5第1項違反）
    - 指定整備記録簿の虚偽記載  
（道路運送車両法第94条の6第1項違反）
  - 自動車検査員
    - 検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した  
（道路運送車両法第94条の5第4項違反）

### 【問い合わせ先】

中国運輸局自動車技術安全部 整備・保安課

（担当）安部・児玉 あべ こだま TEL 082-228-9142

### 【配布先】

合同庁舎記者クラブ、広島経済記者クラブ、県政記者クラブ  
大学・交通記者クラブ



令和7年12月26日

関東運輸局プレスリリース

## 不正車検を行った自動車整備事業者の認証の取消処分

～不正改造状態での車検手続を実施～

千葉県の自動車整備事業者に対して立入検査を実施したところ、不正改造状態での車検手続<sup>\*1</sup>などの道路運送車両法違反が確認されたため、本日、関東運輸局は自動車特定整備事業の認証の取消しの行政処分を行いました。

なお、本件は警視庁から千葉運輸支局への捜査協力依頼を発端に処分まで至った事案です。

- 事業者及び事業場の名称  
自動車特定整備事業者  
事業者：株式会社松戸市モータースセンター（千葉県松戸市）  
事業場：株式会社松戸市モータースセンター（千葉県松戸市）
- 行政処分の内容（処分年月日 令和7年12月26日）
  - 自動車特定整備事業<sup>\*2</sup>の認証の取消し
- 法令違反等の主な内容
  - 不正改造状態での車検手続<sup>\*1</sup>（5台）  
（道路運送車両法第94条の5違反）
  - 特定整備記録簿の虚偽記載  
（道路運送車両法第91条第1項違反）
  - 使用者へ特定整備記録簿の写しを交付していない  
（道路運送車両法第91条第2項違反）

### 【問い合わせ先】

関東運輸局 自動車技術安全部 整備課 鈴木・渡邊  
電話：045-211-7254 FAX：045-201-8813

### 【配布先】

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ  
関東運輸局記者会「ハイク等専門紙」、物流専門紙



令和7年12月12日

## 指定自動車整備事業者に対する行政処分について

中国運輸局管内の指定自動車整備事業場（山陽ヤナセ株式会社）に対し監査を行った結果、下記のとおり道路運送車両法違反が確認されたため、本日、中国運輸局は指定自動車整備事業の指定の取消し等の行政処分を行いました。

### 1. 事業者及び事業場の名称

事業者：山陽ヤナセ株式会社（岡山県岡山市）  
事業場：別紙のとおり

### 2. 行政処分の内容

別紙のとおり

### 3. 法令違反等の主な内容

- （1）法令の規定を遵守する体制でない  
（道路運送車両法第9条第1項違反）
- （2）故意により検査の一部を実施せずに適合証を交付した  
（道路運送車両法第9条第5第1項違反）
- （3）指定整備記録簿の虚偽記載  
（道路運送車両法第9条第6第1項違反）
- （4）指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り  
（道路運送車両法第9条第6第1項違反）
- （5）検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した  
（道路運送車両法第9条第5第4項違反）

#### 【問い合わせ先】

中国運輸局自動車技術安全部 整備・保安課

（担当）安部・兎玉 TEL 082-228-9142

#### 【配布先】

合同庁舎記者クラブ、広島経済記者クラブ、県政記者クラブ、大学・交通記者クラブ

別紙

1. 処分年月日：令和7年12月12日

### 2. 事業場及び処分の内容

山陽ヤナセ株式会社

| 事業場の名称                    | 処分の内容                                                                             |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 山陽ヤナセ株式会社<br>メルセデス・ベンツ岡山  | （1）指定自動車整備事業 <sup>*1</sup> の保安基準適合証等の交付停止命令25日<br>（2）自動車検査員 <sup>*2</sup> の解任命令1名 |
| 山陽ヤナセ株式会社<br>メルセデス・ベンツ岡山西 | （1）指定自動車整備事業の指定の取消し<br>（2）自動車検査員の解任命令1名                                           |

#### 【用語説明】

- ※1「指定自動車整備事業」とは、自動車特定整備事業者<sup>\*3</sup>からの申請により、検査設備を有するなど一定の要件を満たした場合に地方運輸局長から指定を受けて行う事業である。当該事業者が指定を受けた事業場（いわゆる「民間車検場」）において交付する「保安基準適合証」を提出することにより、国への現車提示を行わずに車検手続きが行える。
- ※2「自動車検査員」とは、指定自動車整備事業者で車検手続きを行う自動車が保安基準に適合しているかどうかの検査を行う者であり、一定の要件を満たした者から指定自動車整備事業者が選任する。
- ※3「自動車特定整備事業」とは、自動車の原動機を取外して行う整備などの分解整備や自動ブレーキ等に用いられるセンシング装置（カメラ、レーダー等）の調整などの電子制御装置整備を行う事業であり、当該事業を営もうとする者は地方運輸局長の認証を受けなければならない。

#### 【参考条文】

#### 道路運送車両法（抜粋）（昭和二十六年六月一日法律第百八十五号）

（保安基準適合証等）

第九四条の五 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第一六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第六九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第六三条第二項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。

四 第一項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうか検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。

（自動車検査員）

#### 第九四条の四

四 地方運輸局長は、自動車検査員がその業務について不正の行為をしたとき、又はその他この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、指定自動車整備事業者に対し、自動車検査員の解任を命ずることができる。



国土交通省

## NEWS RELEASE

国土交通省 近畿運輸局

【問い合わせ先】

近畿運輸局 自動車技術安全整備課  
(福永・藤本)  
電話：06-6949-6453

令和8年1月16日

### 民間車検場の事業取消し処分（近畿運輸局）

～不正改造車に対し保安基準適合証を交付し車検手続きを実施～

近畿運輸局は、滋賀県彦根市の自動車整備事業者に対し、不正改造状態※1による車検手続き等の道路運送車両法違反が確認されたため、自動車特定整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定の取消し等の行政処分を行いましたので、お知らせします。

#### 【処分する事業者】

事業者名：上原成商事株式会社

事業場名：上原成商事株式会社 国道彦根サービスステーション

#### 【行政処分の内容】（取消年月日：令和8年1月21日）

- (1) 自動車特定整備事業※2の認証の取消し
- (2) 指定自動車整備事業※3の指定の取消し

#### 【法令違反行為の主な内容】

- 5台の自動車について不正改造状態で保安基準適合証を交付し、車検手続きを実施した（道路運送車両法第94条の5違反）
- 441台の自動車について、点検整備及び検査の一部を実施せず保安基準適合証を交付した（道路運送車両法第94条の5違反）
- 特定整備記録簿に虚偽の記載を行った（道路運送車両法第91条第1項違反）
- 整備主任者の特定整備等に関する統括管理に不備があった（道路運送車両法第91条の3違反）
- 指定整備記録簿に虚偽の記載を行った（道路運送車両法第94条の6第1項違反）

配布先

青灯クラブ  
陸運記者会

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

中部運輸局自動車技術安全部

Press Release

令和8年3月27日

連絡先 中部運輸局自動車技術安全部  
整備課 杉本、水野  
Tel 052-952-8042

### 不正車検を行った自動車整備事業者の取消処分

中部運輸局は、点検整備及び検査を全て実施せずに保安基準適合証を不正に交付する等、道路運送車両法に違反した下記事業者に対し、自動車整備事業の取消処分を行いました。

#### 1 事業者及び事業場の氏名又は名称

事業者 田中 正樹（三重県鈴鹿市）

事業場 リトルガレージ（三重県鈴鹿市）

#### 2 行政処分の内容（処分年月日 令和8年3月27日）

- (1) 自動車特定整備事業の認証の取消
- (2) 指定自動車整備事業の指定の取消
- (3) 自動車検査員の解任命令（1名）

#### 3 主な違反の概要

- (1) 点検整備及び検査を全て実施せずに保安基準適合証を交付した（いわゆるペーパー車検）（409台）  
（道路運送車両法第94条の5第1項違反）
- (2) 検査を全て実施せずに保安基準適合証を交付した（1728台）  
（道路運送車両法第94条の5第1項違反）
- (3) 検査員が検査していないにもかかわらず保安基準適合証に証明した（2137台）  
（道路運送車両法第94条の5第4項違反）

令和8年5月29日  
東北運輸局

# 不正改造は犯罪です

「知らなかった」では済まされません

～「不正改造車を排除する運動」の強化月間（6月）が始まります～

東北運輸局では、6月を「不正改造車を排除する運動」の強化月間として、関係機関（警察、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会）や、自動車関係団体と連携し次の取組を強化します。

[不改運動ポスター]

## 1. 自動車ユーザー等への啓発活動

- メディア、ポスター及びチラシ（別紙）等により広報を実施。

## 2. 街頭検査の実施

- 違法マフラー装着、車体からはみ出すタイヤの装着など悪質な不正改造車を公道から排除するため、関係機関と連携した街頭検査を実施し、違反車両に対して整備命令を発令。

## 3. 違法マフラー等不正改造車排除のための情報収集

- 東北運輸局ホームページにおいて、不正改造車に関するメール入力フォームを活用した情報提供受付を実施し、インターネットを通じた通報体制を確保。
- 管内の各運輸支局に設置している「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」において、電話等による情報収集を実施。
- 寄せられた情報をもとに、不正改造車の使用者に対して警告はがきを送付し、必要な改修を求めるとともに、改修結果の報告を求める。



[着色フィルムの例]



### 各運輸支局の「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」

青森運輸支局 017-739-1501  
(音声案内後2番)

宮城運輸支局 022-235-2517  
(音声案内後2番)

山形運輸支局 023-686-4711  
(音声案内後2番)

岩手運輸支局 019-638-2154  
(音声案内後2番)

秋田運輸支局 018-863-5811  
(音声案内後2番)

福島運輸支局 024-546-0345  
(音声案内後2番)

### 【問合せ先】

東北運輸局自動車技術安全部  
整備・保安課 加藤、眞壁

TEL 022-791-7534



# 不正改造車を排除する運動



**不正改造は犯罪です**



**大迷惑**

**ダサい!**

不正改造車の使用者  
**整備命令の発令**

**違法**

不正改造を実施した者  
**6ヵ月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金**

不正改造車  
迷惑黒煙車  
通報連絡先

不正改造車を見かけたら

- 車両のナンバー
  - 不正改造の内容
- をこちらまで



不正改造車を  
排除する運動  
ホームページ



推進/国土交通省、不正改造防止推進協議会 後援/内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省 協力/独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会

(一社)日本自動車整備振興会連合会、日本自動車車体整備協同組合連合会、全国自動車電装品整備商工組合連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)日本中古自動車販売協会連合会、日本自動車輸入組合、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会、(一社)日本自動車車体工業会、(公社)日本バス協会、(公社)全日本トラック協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)日本陸送協会、全日本自動車部品卸商協同組合、(一社)日本自動車タイヤ協会、(一社)全国軽自動車協会連合会、(一社)全国家用自動車協会、(一社)日本自動車連盟、(一財)自動車検査登録情報協会、(一社)日本自動車会議所、(一社)日本二輪車普及安全協会、(一社)全国自動車標板協議会、全国石油商業組合連合会、(一社)自動車用品小売業協会、日本ウインドウ・フィルム工業会、(一社)日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会、(一社)全国二輪車用品連合会、全国ディーゼルポンプ振興会連合会、全国自動車大学・整備専門学校協会、全国自動車短期大学協会、全国オートバイ協同組合連合会、(一社)日本 RV 協会

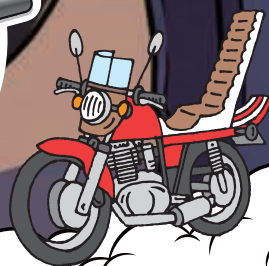
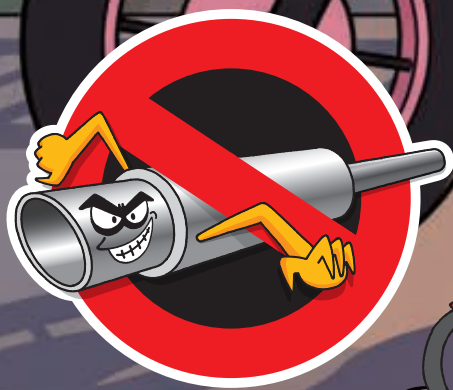




バイクも  
クルマも

交換用マフラーは

基準適合品を選ぼう！



詳しくはQRコードを！

不正改造車の  
使用者

整備命令の発令

▶ 整備命令に従わない場合については  
50万円以下の罰金

不正改造を  
実施した者

6ヶ月以下の拘禁刑又は  
30万円以下の罰金

令和7年10月1日  
物流・自動車局  
自動車整備課

## 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が増加する傾向を踏まえ、タイヤ脱着時の確実な作業及び保守管理の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

令和4年2月に設置された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析を行い、同年12月に中間とりまとめを公表しました。調査結果から、事故車両の多くにタイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、さび取り清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認が不十分である等、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていないなどの問題点が確認されており、昨年度においても引き続き同様の事例が確認されています。

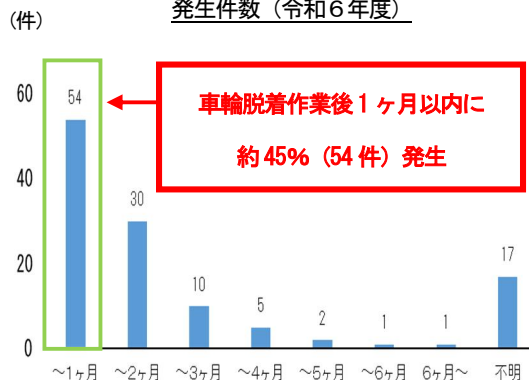
こうした状況を踏まえ、令和7年10月から令和8年2月にかけて「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

### 【主な取り組み】

- 適切なタイヤ脱着作業や保守管理の徹底を周知
- 不適切な脱着作業を防ぐため、余裕を持って正しい脱着作業を行えるよう、冬用タイヤ交換作業の平準化を推進
- 車輪脱落予兆検知装置について普及促進（国からの補助を最大5万円受けることができます。）
- 以上3点について、降雪地域だけでなく、全国に周知啓発活動を展開

車輪脱着作業から車輪脱落事故までの期間別

発生件数（令和6年度）



### <添付資料>

別紙1：車輪脱落事故発生状況

別紙2：大型車の車輪脱落事故防止のための啓発チラシ

別紙3：ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの錆に注意！

啓発チラシ

別紙4：車輪脱着予兆検知装置のご案内チラシ

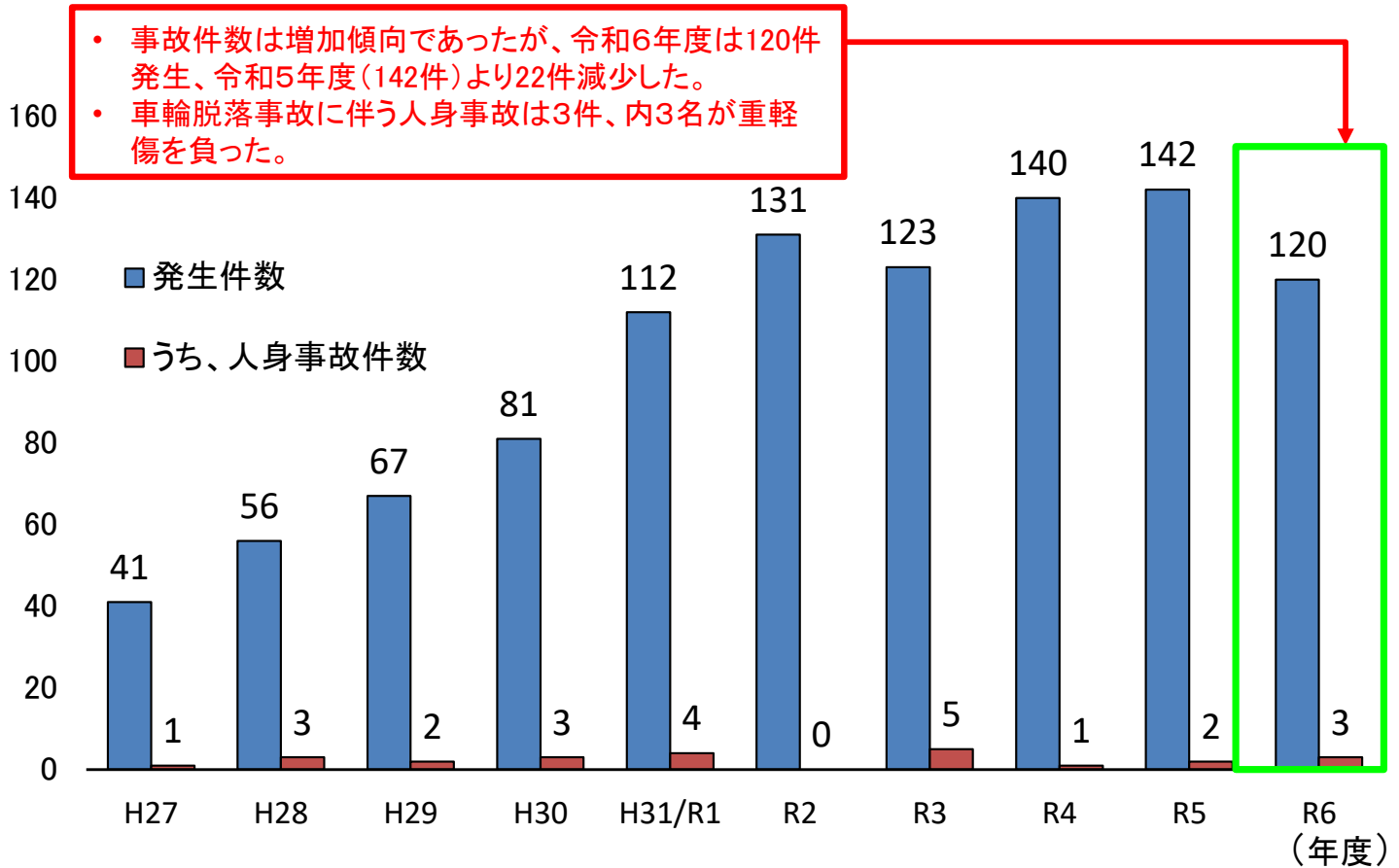
### <問い合わせ先>

物流・自動車局自動車整備課 松井、坂本

代表：03-5253-8111（内線：42413）

直通：03-5253-8599

(件) 年度別の大型車の車輪脱落事故の発生件数(過去10年間)



※ 車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

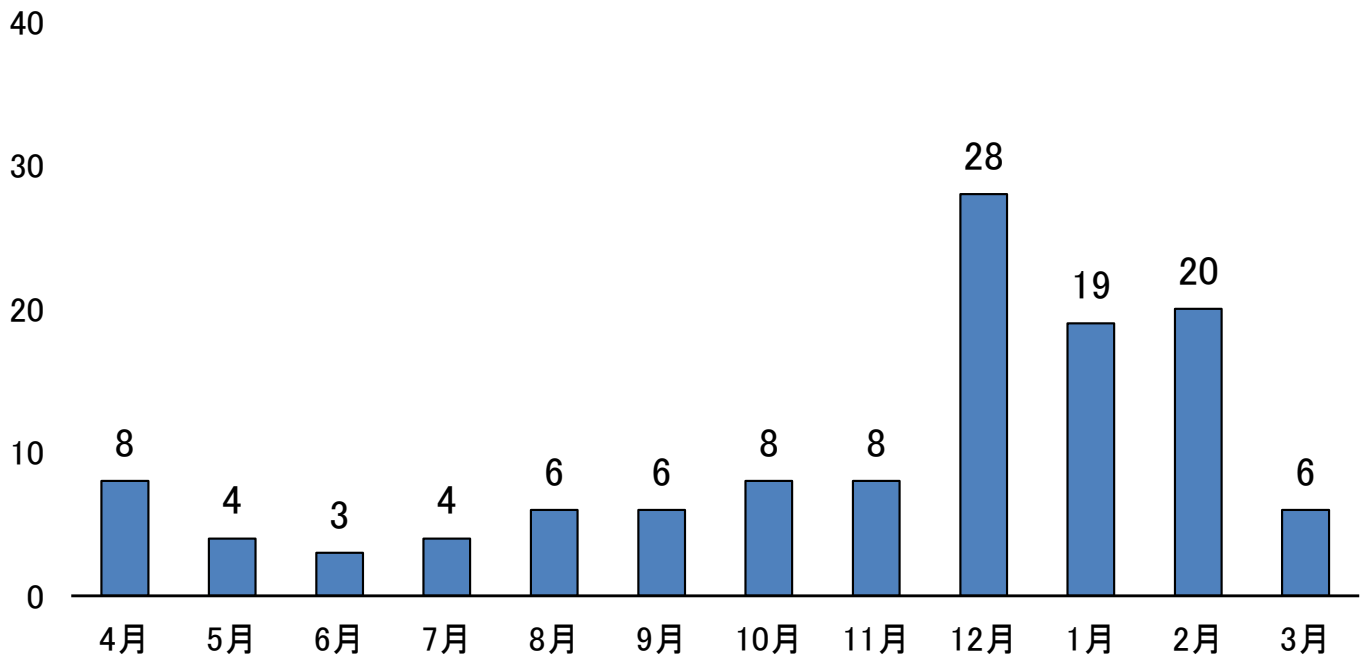
出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故の月別発生件数(令和6年度)

(件)

n=120

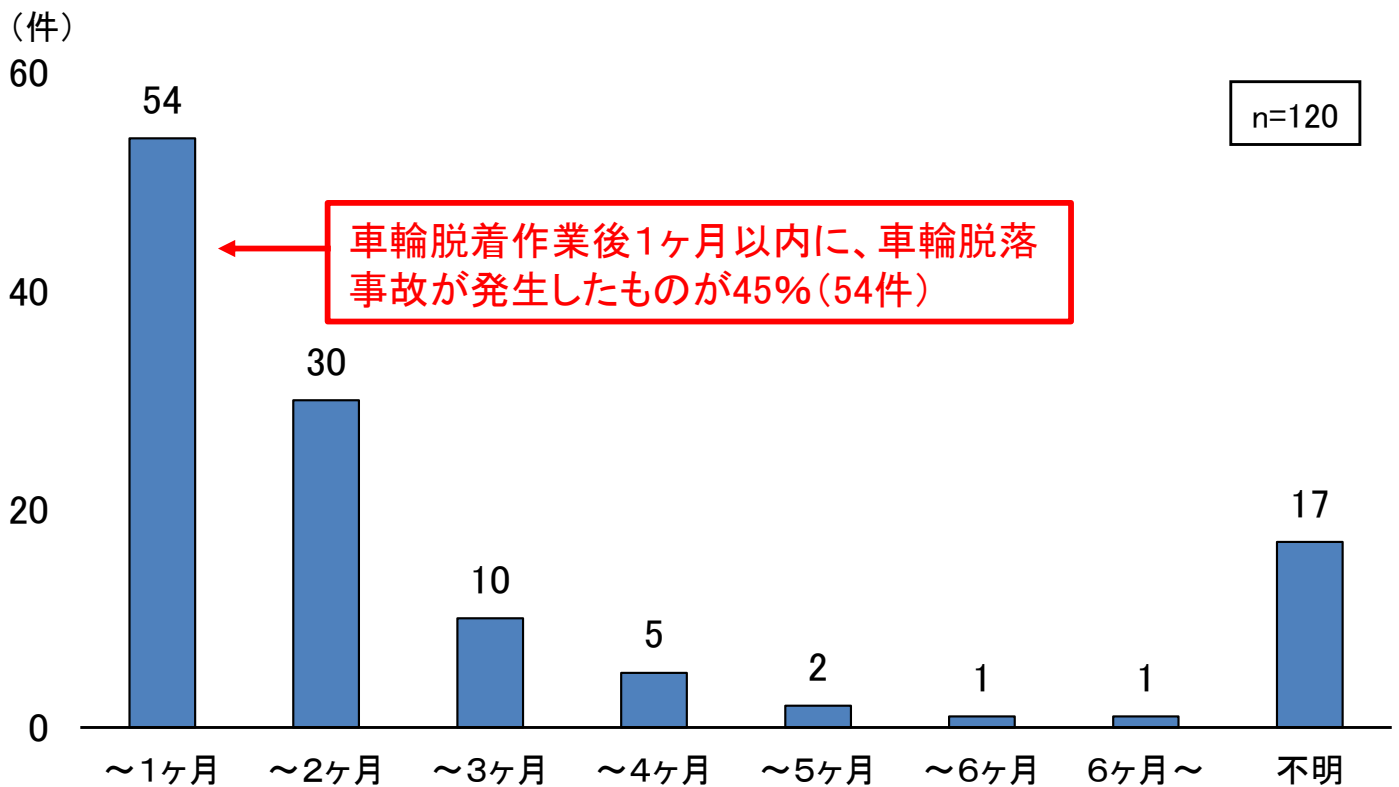
120件のうち、12月～2月に56%(67件)発生と冬期に集中



出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

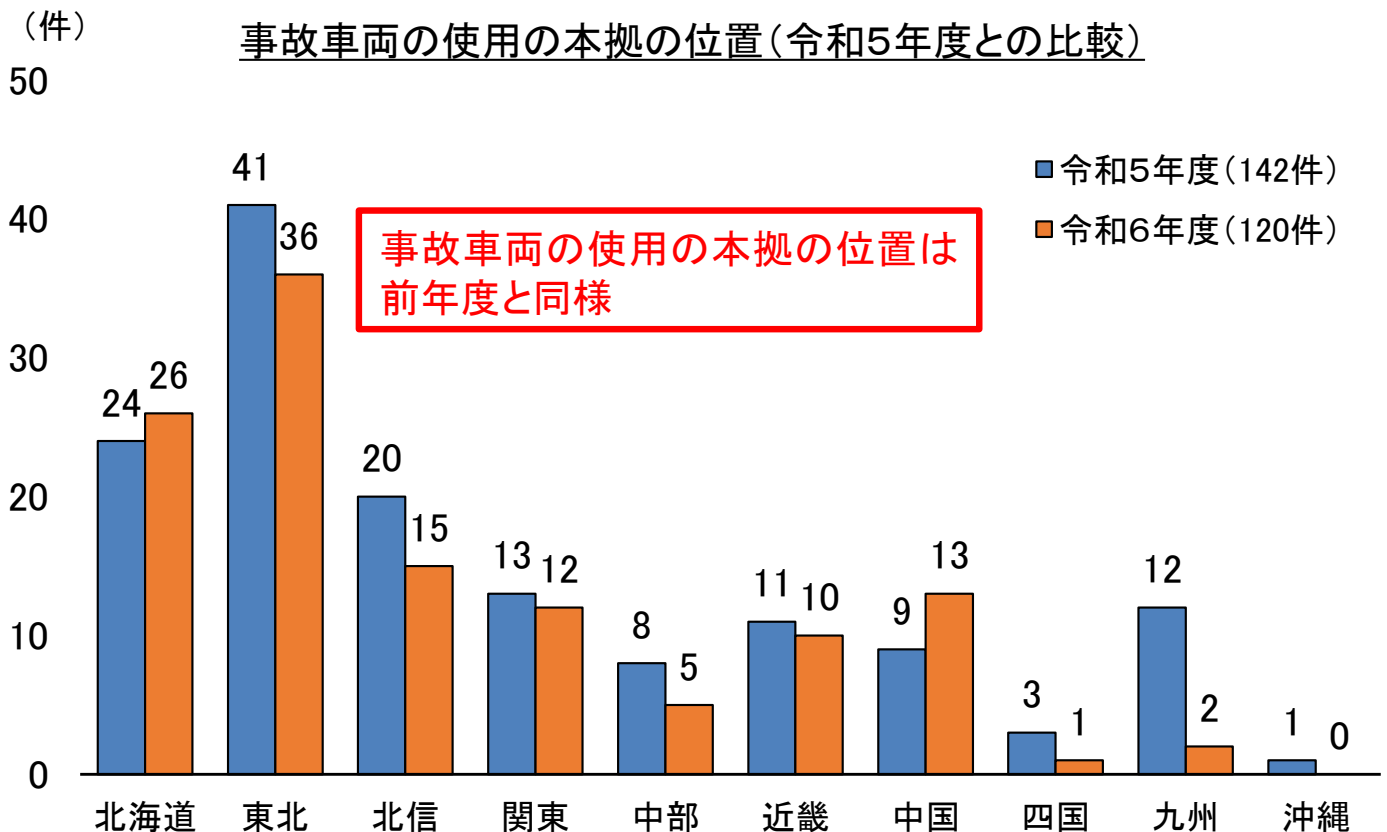
# 車輪脱落事故発生状況

## 車輪脱着作業から車輪脱落事故発生までの期間(令和6年度)



出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

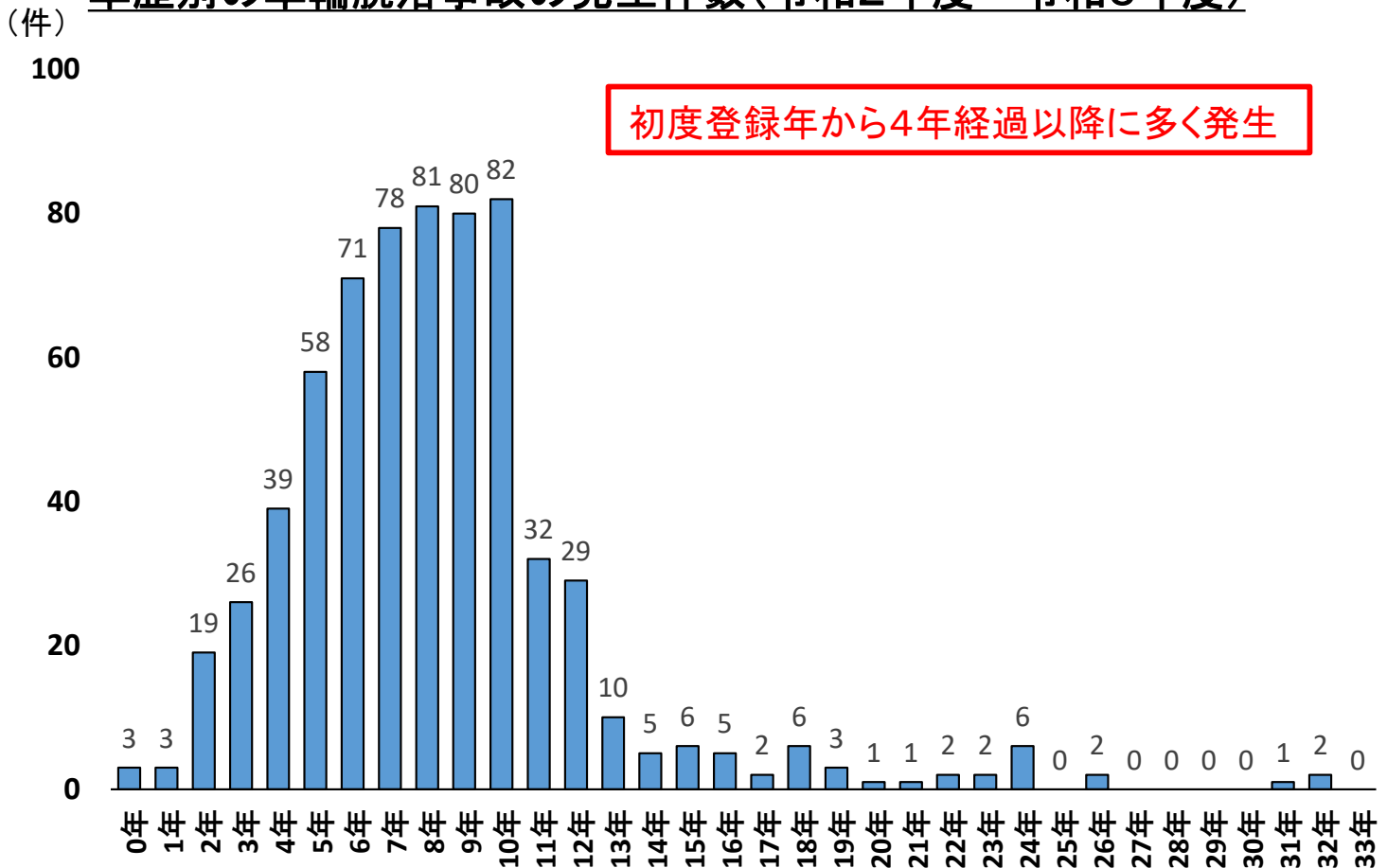
## 事故車両の使用の本拠の位置(令和5年度との比較)





# 車輪脱落事故発生状況

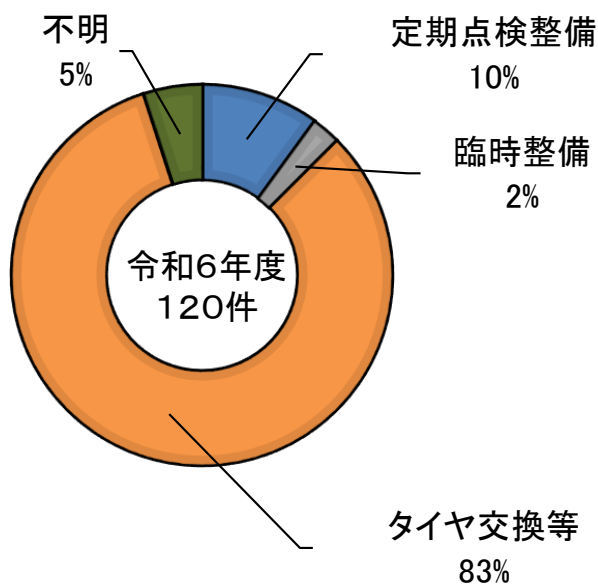
## 車歴別の車輪脱落事故の発生件数(令和2年度～令和6年度)



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

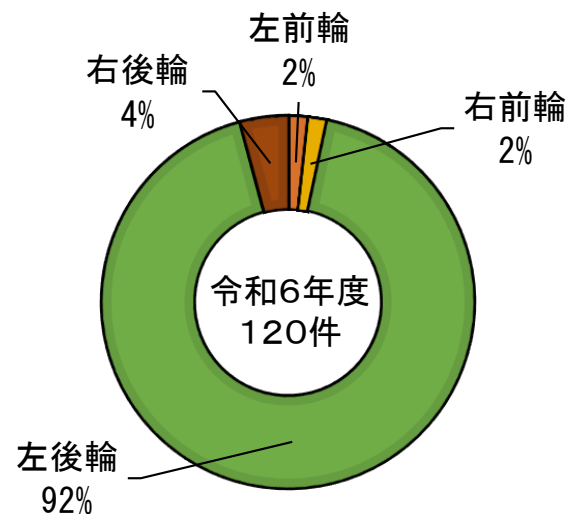
冬用タイヤなどタイヤ交換等が  
大半を占める

### タイヤ脱着作業内容別



左後輪に集中する傾向は、  
前年度と変化なし

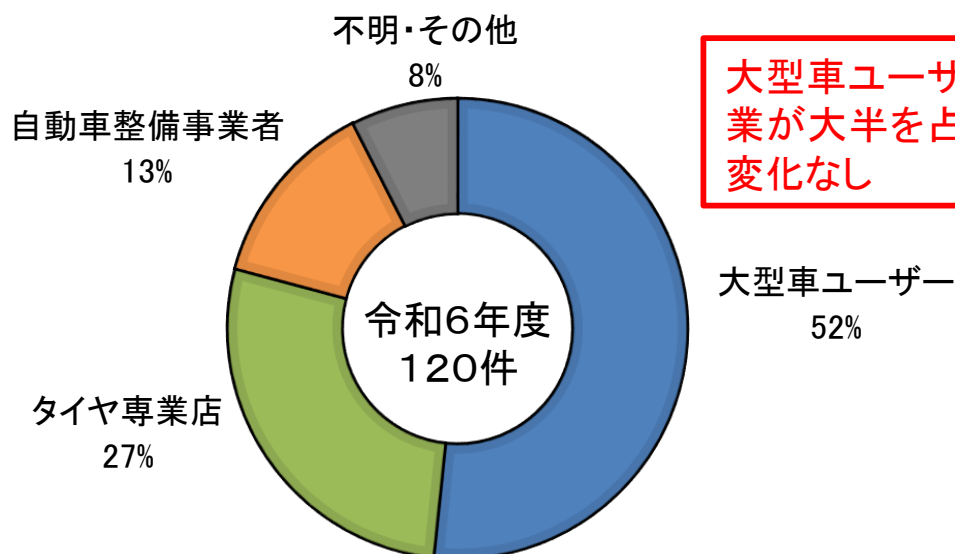
### 脱落した車輪位置



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

# 車輪脱落事故発生状況

## タイヤ脱着作業実施者別



大型車ユーザー自らのタイヤ脱着作業が大半を占める傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

## タイヤ脱着作業実施者別タイヤ脱着作業時における不備（令和6年度）

➤ 各作業実施者に同種不備があり、潤滑剤塗布未実施（不適切）の割合が高い

| 作業実施者                       | 大型車の使用者<br>(62件のうち)             | タイヤ専門店<br>(33件のうち)             | 整備事業者<br>(16件のうち)             |
|-----------------------------|---------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| 作業等不備割合<br>※1件に複数の<br>不備もあり | 潤滑剤塗布未実施・<br>不適切<br>【50%以上】     | 潤滑剤塗布未実施・<br>不適切<br>【21.2%以上】  | 潤滑剤塗布未実施・<br>不適切<br>【18.7%以上】 |
|                             | トルクレンチ等不使用<br>【16.1%以上】         | トルクレンチ等不使用<br>【9.0%以上】         | トルクレンチ等不使用<br>【6.2%以上】        |
|                             | ホイール・ナット等清<br>掃未実施<br>【12.9%以上】 | ホイール・ナット等清<br>掃未実施<br>【6.0%以上】 | ホイール・ナット等清<br>掃未実施<br>【0%】    |

※ 車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

※ 各母数は調査できなかったものも含まれているため、各割合は●%以上と表示した

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

# 車輪脱落事故車両調査

- 令和6年度に発生した車輪脱落事故車両120台のうち98台に対して、各部品に劣化・損傷状態や、タイヤ脱着作業の実施状況を確認する事故車両調査を実施した。
- 事故車両調査の結果、
  - ・ホイール・ナットとワッシャのすき間に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットとワッシャがスムーズに回転しないものや、ワッシャが固着しているもの
  - ・ホイール・ボルトやナットに著しいさびがあるものや、ゴミ等の異物が付着しているもの
  - ・ディスク・ホイールやハブ等に著しいさびがあるもの等、適切なタイヤ脱着作業が実施されていない車両が確認された。

## 事故車両調査により確認された各部品の劣化・損傷事例

### 潤滑剤が塗布されていない



ホイール・ナットが滑らかに回転せず、油分が付着していなかった。

### 締め付け不良・潤滑剤が塗布されていない



ホイール・ボルトのねじ部がディスク・ホイールとの干渉により損傷。また、油分が付着していなかった。

## ディスク・ホイールやハブの錆び



ディスク・ホイールの表面全体が錆びている。



ハブのディスク・ホイール当たり面に錆が付着。

# 自動車整備事業者の皆様へ

エンジンオイル等の油脂類  
シンナー、塗料等の溶剤  
高品位尿素水（AdBlue®等）  
を購入予定の皆様へのお願い

エンジンオイル、シンナー、塗料、高品位尿素水等については、日本全体で昨年とほぼ同量の供給を確保できていますので、下記についてご協力をお願いします。

① 一時的な需要ひっ迫防止のため、通常量の購入にご協力をお願いします。

② 調達についてお困りの場合は、QRコードの東北運輸局（相談窓口）まで、情報提供をお願いします。

東北運輸局自動車技術安全部整備・保安課  
tht-seibi-nenyu\_tohoku@gxb.mlit.go.jp



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



国土交通省 東北運輸局



# タイヤバースト防止の点検方法とバースト発生時の対応について

タイヤのパンク・バースト故障は非常に多くなっており、特に多軸、ダブルタイヤ(複輪)を使用しているトラック・バスではパンク・バーストに気づきにくく、走行安定性や制動力が低下し、重大な事故や、そのまま走り続けるとタイヤの出火につながるおそれがあります。

運行前には必ずタイヤの点検を行い、パンク・バースト時には適切な対応をお願いします。

## <JAF ロードサービス 主な出動理由 TOP5(2024年度)>

### ◆ 一般道路

| 順位 | 故障内容                   | 件数      | 構成比   |
|----|------------------------|---------|-------|
| 1  | 過放電バッテリー               | 755,785 | 35.31 |
| 2  | タイヤのパンク、バースト、<br>エア圧不足 | 427,833 | 19.99 |
| 3  | 破損/劣化バッテリー             | 185,855 | 8.68  |
| 4  | 落輪・落込                  | 132,452 | 6.19  |
| 5  | キー閉じ込み                 | 106,995 | 5.00  |

### ◆ 高速道路

| 順位 | 故障内容                   | 件数     | 構成比   |
|----|------------------------|--------|-------|
| 1  | タイヤのパンク、バースト、<br>エア圧不足 | 26,219 | 42.27 |
| 2  | 燃料切れ                   | 5,843  | 9.42  |
| 3  | 事故                     | 5,032  | 8.11  |
| 4  | 過放電バッテリー               | 2,864  | 4.62  |
| 5  | 発電機/充電回路               | 1,439  | 2.32  |

出典:「JAFロードサービス 主な出動理由TOP10 2024年度 年間『四輪・二輪合計』より抜粋



## ・タイヤのバーストを防ぐために

### タイヤの状態を確認してください

#### 1 空気圧点検

◆外観では空気圧の判断がしにくいため、必ずエアゲージを使用してください

・空気圧の点検・調整は、必ず走行前のタイヤが冷えている状態で行ってください。

◆空気圧は、標準空気圧に調整してください。

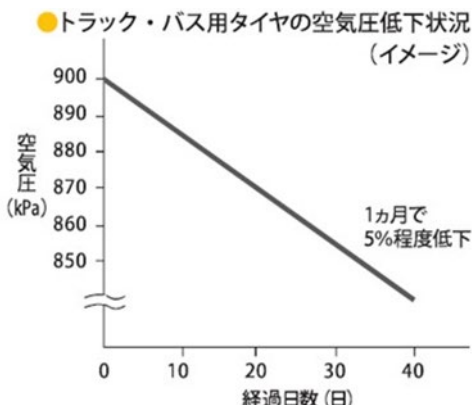
・標準空気圧は、運転席側ドアピラー部等に示してあります。

・ダブルタイヤの内側と外側は、同じ空気圧に調整してください。

・空気圧が極端に低い場合、パンクの可能性がありますので、タイヤに異常がないか確認してください。



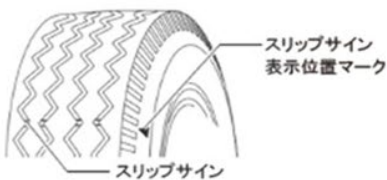
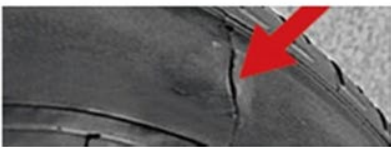
タイヤの空気圧は自然低下します。



※タイヤの空気圧が低いまま走行すると、バーストしたり、ホイールボルト・ナット損傷による車輪脱落事故の原因となります。

## 2 タイヤの状態点検

このようなときはタイヤを交換して下さい。

| タイヤが摩耗しスリップサインが<br>現れたとき                                                                                                    | タイヤに釘や異物等が<br>刺さっているとき                                                            | タイヤの接地面や側面に<br>亀裂、損傷があるとき                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p>スリップサイン<br/>表示位置マーク</p> <p>スリップサイン</p> |  |  <p>出典元：横浜ゴム株式会社</p> |

## ・タイヤバースト発生時の適切な対応

急ハンドル、急ブレーキを避けて車両を停止させてください

タイヤがバーストすると車両挙動が不安定になる場合がありますので、以下に示す対応をお願いします。

- 1 ハンドルをしっかり握り、急ハンドルは避けてください。
- 2 急ブレーキは避け、徐々に速度を落とし、ハザードランプで後続車に注意を促しながら、安全な場所に停車してください。

ブレーキの効きが悪く停止できない場合は駐車ブレーキも活用してください

バーストしたタイヤがブレーキ配管などを損傷させる等により、ブレーキの効が悪くなった場合には、以下に示す対応をお願いします。

- 1 ブレーキの効が悪い場合はシフトダウンしてスピードを落とし、駐車ブレーキレバーを徐々に引き駐車ブレーキを作動※させてください。

※なお、ご使用の車両によってはブレーキ部品の保護を目的に、ブレーキペダルを踏んでいる間は、駐車ブレーキが作動しない場合があります。

それでも車両が減速しない場合は緊急退避所などを利用してください。

詳細はご愛用されている車両の取扱説明書をご覧ください。

# ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆に注意！



©くまね工房

ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの経年使用に伴う著しい錆によるものと思われる「車輪脱落事故」が発生しています。  
**著しい錆のあるボルト、ナットやホイール、ハブは使わないでください！**

## ホイールボルト、ナットの錆

ホイールボルトやホイールナットの経年使用に伴う著しい錆があると、規定の締め付けトルクで締め付けても、十分な締め付け力が得られなくなります。

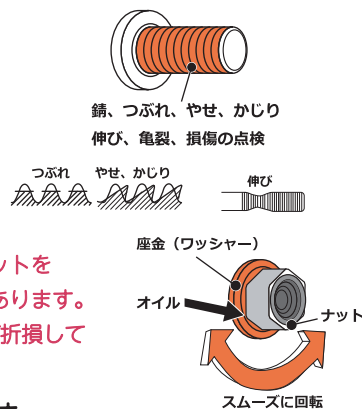
### 【ホイールボルト、ナットの点検要領】

- 著しい錆の発生がないか点検します。
- 亀裂や損傷がないか点検します。
- ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどが点検します。
- ボルトが伸びていないか点検します。

※錆や汚れを落とし、ねじ部にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布してナットをボルトの奥まで回転させたとき、スムーズに回転しない場合は、ねじ部に異常があります。異常がある場合は、ボルト、ナットをセットで交換してください。また、ボルトが折損していた場合は、その車輪すべてのホイールボルト、ナットを交換してください。

- ナットの座金（ワッシャー）が、スムーズに回転するか点検します。

※ナットと座金（ワッシャー）のすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。  
ナットの座面（ディスクホイールとの当たり面）には潤滑剤を塗布しないでください。



### 【著しい錆の例】

ホイールボルト



◀ホイールナットとワッシャーに変形が見られ、ワッシャーがはずれかかっている。

ホイールナットに生じた錆や付着したゴミ等により、ワッシャーの摺動部が固着している。



## ディスクホイール、ハブの錆

ディスクホイールやハブの経年使用やこれまでの清掃不足に伴う著しい錆は、締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。

### 【ハブの点検要領】

- ホイール取付面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ホイール取付面に著しい摩耗や損傷がないか点検します。

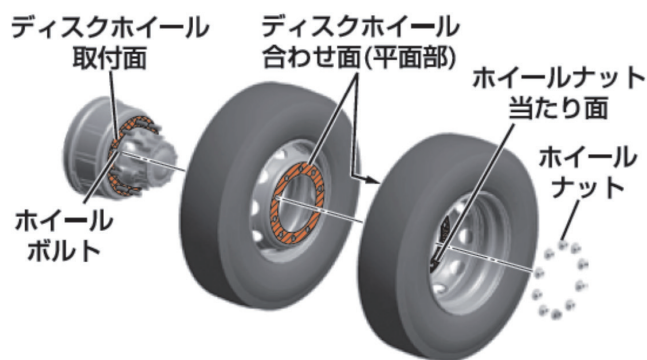
※ディスクホイールの破損や、ホイールナットの緩み、ホイールボルトの折損などは、車輪脱落事故の原因となります。

### 【ディスクホイールの点検要領】

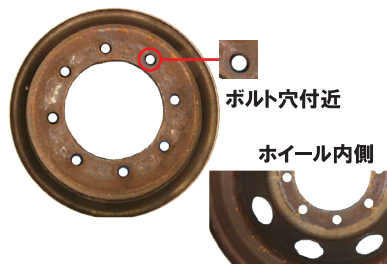
- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイールナットの当たり面に亀裂や損傷がないか点検します。
- 溶接部に亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に摩耗や損傷がないか点検します。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面の経年使用に伴う著しい段付き摩耗は、ホイールナットの緩みの原因となります。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面には、追加塗装は行わないでください。厚い塗膜は、ナットの緩みやボルト折損の原因となります。



### 【著しい錆の例】



ハブ（ホイール取付面）

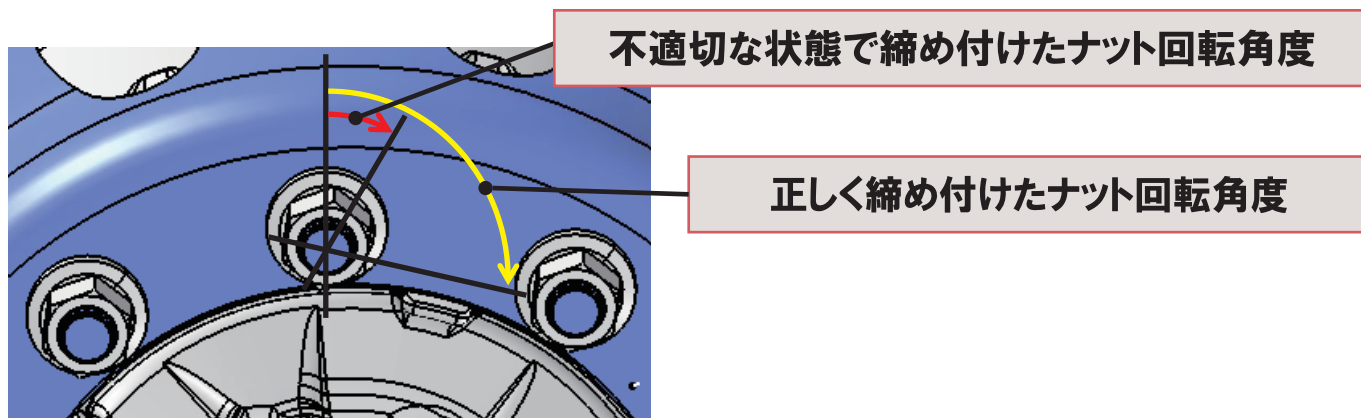


# ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆の影響

なぜ錆び落とし、給脂を実施するのか、実施しないとどうなるのか

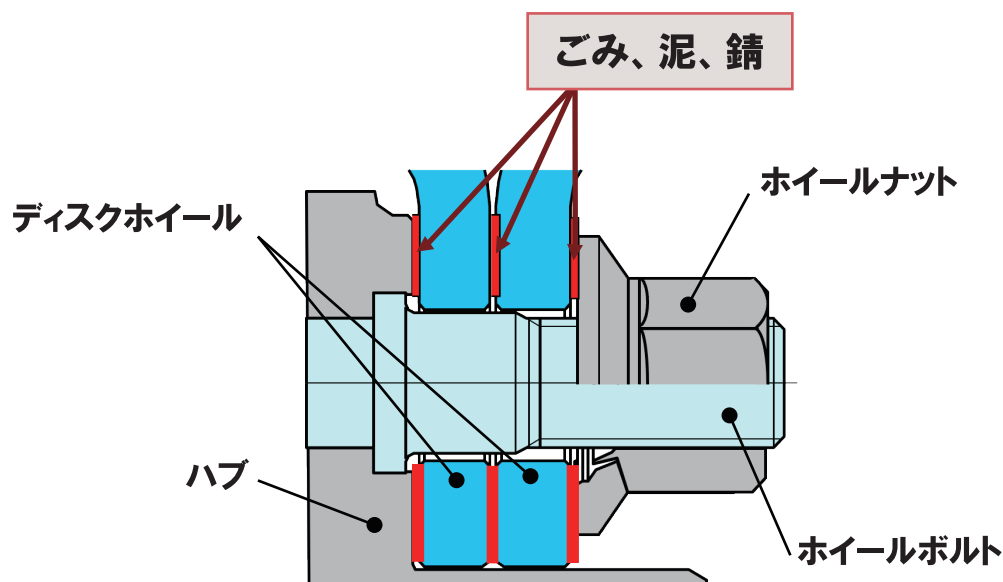
## ホイールボルト、ナットの清掃・給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部や、ナットと座金（ワッシャー）の摺動面に  
ごみや泥、錆があったり、給脂をしないと、ナットが円滑に回らなくなり、  
規定の締め付けトルクで締め付けても、ナットが本来あるべき位置まで  
締まらず、**十分な締め付け力が得られなくなります。**



## ディスクホイール、ハブの清掃・錆落とし

ディスクホイールとハブ接合面にごみや泥、錆があると、これらが潰れたり、  
剥がれることで、**締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。**





# マフラー（消音器）に対する騒音対策

**適用時期** 平成 22 年 4 月以降に製作される自動車及び原動機付自転車に適用

※車検がない原動機付自転車（～125cc）、軽二輪自動車（125～250cc）にもこの基準は適用されます。

## 1 騒音低減機構を容易に除去できるマフラーの装着を禁止

不適合例

■ マフラーの消音機能に関する部品が溶接、リベット等で取り付けられていないもの。

（例）マフラーにインナーサイレンサーがボルト止め、ナット止め、接着等により取り付けられており、容易に取り外せるもの



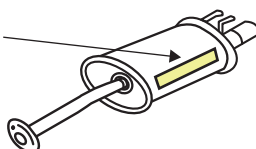
## 2 新車段階だけでなく、使用過程時にも加速走行騒音の防止要件が適用

基準に適合するものの例

### ① 次のいずれかの表示があるマフラー

（イ）自動車製作者表示（純正マフラー）

（例）自動車メーカー商号、  
商標等



（ロ）装置型式指定品表示（自マーク）

（例）



（ハ）性能等確認済表示（確認機関が性能等を確認した交換用マフラーに行う表示）

（例）



（性能等確認済表示の例）

確認機関の略称のサンプル例



（ニ）協定規則適合品表示  
（Eマーク）

（例）



（ホ）欧州連合指令（EU 指令）  
適合品表示（eマーク）

（例）



（数字は認定国の番号を示し、番号は認定国により変わります。乗車定員 11 人以上又は車両総重量 3.5 トンを超える自動車の場合を除きます。）

### ② 次のいずれかの自動車等が現に備えているマフラー

（イ）加速走行騒音試験を実施して騒音値が基準に適合する自動車等

■ 公的試験機関が実施した試験結果が必要となります。

（ロ）加速走行騒音レベルが協定規則又は EU 指令に適合する自動車等

■ 外国の法令に基づく書面又は表示で確認できます。例えば、以下のものがあります。

（ただし、同一性や基準への適合性が明らかであることが必要です。）

● COC ペーパー（EU 指令に基づく車両型式認可車両に交付される適合証明書）

● WVTA ラベル又はプレート（EU 指令に基づく車両型式認可を受けた車両に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されているもの）

**注意！**

平成 28 年 10 月以降に製作される自動車等は運行中にこれらの表示や試験成績表等が確認できない場合、基準不適合となります。

参考：不正改造に  
関する罰則

不正改造車の  
使用者

整備命令の発令  
▶ 整備命令に従わない場合については  
50 万円以下の罰金

不正改造を  
実施した者

6 ヶ月以下の拘禁刑又は  
30 万円以下の罰金

# 知っていましたか？これらの行為は 保険金の不正請求 になってしまう可能性があります！



## 便乗修理



以前からあった傷を、今回の事故で生じたことにして、その費用を保険金で請求した。



## 自己負担分を上乗せ



修理工場に自己負担額相当分を保険金で補うように依頼し、保険金を上乗せ請求した。



## グレードアップ修理



壊れた部品を高価な部品に取り替え、その高価な部品代で保険金を請求した。



## 保険金の不正請求は犯罪です！

保険金の不正請求は「詐欺罪」にあたり、  
最大で「10年の懲役」に処されます。

※未遂でも「詐欺未遂罪」にあたり犯罪になります。

軽い気持ちが大きなトラブルを招くこともあるので、注意が必要です。

# 「これくらいなら大丈夫！」その軽い気持ちで、 取り返しのつかない事態を招きます。



## 最大で10年の懲役

保険金の不正請求は詐欺罪とみなされ、厳しい刑罰が科せられます。場合によっては最大で10年の懲役になることもあります。



## 保険会社への保険金返還

不正請求した保険金は全額返還する必要があります。



## 共犯者にも同じ刑事罰

共犯者も詐欺罪に該当する可能性があります。さらに、共犯者が修理工場であった場合、その工場が事業停止命令などの行政処分を受けることがあります。



## 勤め先からの懲戒処分

企業の従業員である場合、懲戒処分が行われる可能性があり、会社内の信用を失う恐れがあります。



## SNS等での拡散

SNSでの拡散によって、あなたの個人情報や世間に広まってしまう可能性があります。



## 社会的信用の喪失

家庭や職場、地域社会で信頼を失い、結果として社会活動に大きな影響を及ぼし、日常生活に支障をきたす可能性があります。

**不正請求は、保険制度の健全な発展を阻害する深刻な問題です。業界全体で不正防止に向けた取り組みを強化し、お客さまの信頼に応えていきます。**



<https://www.mlit.go.jp/>

## 国土交通省のガイドライン

透明性の高い整備事業を行うためのガイドラインが国土交通省から発表されています。



## 外部機関との連携

専門性の高い外部機関や弁護士と連携し、データ分析やAIを活用して、不正請求を調査しています。



## 損保協会の活動

警察との連携、セミナー開催、不正請求対策室設置など、不正撲滅に向けた活動を活発化しています。



# 車体整備の消費者に対する 透明性確保に向けた取組みについて



株式会社ビッグモーターによる不適切な保険金請求をきっかけに、車体整備事業者は、消費者(自動車ユーザー)に車体整備サービスを提供するにあたり必要な情報を適切に提供することが従来以上に求められています。損害保険業界においても、車体整備業界と連携をしながら消費者に対して必要な情報提供を行うことができるよう、令和6年3月国土交通省公表「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」(以下、ガイドライン)記載の内容をより具体化することを通じて、車体整備事業者の取組みを支援いたします。

## 車体整備事業者および損害保険会社が行う取組みについて

### 車体整備事業者が行う ガイドラインに基づく取組み

- 車体整備作業(工程ごと)の情報の記録・保存(画像・日時・作業内容や方法・実施者・料金)
  - 記録・保存した情報の対象車両ごとの関連付け
  - 消費者等(損害保険金の支払いに関係する者を含む)への適切な説明と了承の取得
- ➡ 事後的な検証ができるよう、上記3つの取組みを一定の期間電磁的に保存

### 損害保険会社が行う 保険金支払時に求められている取組み

- 消費者の要望を踏まえた損害保険金の認定内容に関する適切な説明
- 車体整備事業者への損害保険金の認定および消費者に対する説明に必要な情報の提供依頼

消費者からの信頼を確保するために、車体整備業界と損害保険業界それぞれが透明性ある説明を行うことが不可欠です。

## 車体整備事業者が行う取組み ～「情報の記録」の取組み事例～

損害保険金請求時に必要となる基本的な取組みを記載しております。各損害保険会社から別途ご協力を願います内容がある場合には、透明性のある損害保険事業のためにご協力をお願いいたします。

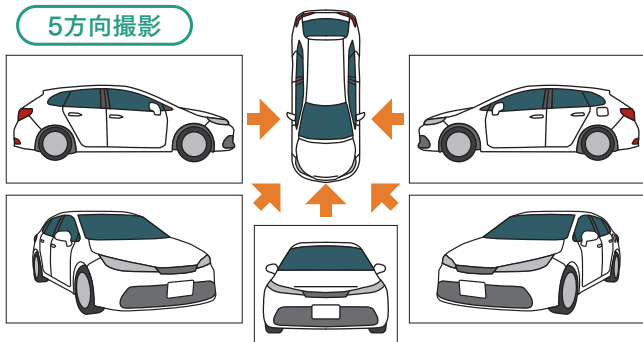
### 着工前

- 着工前と完了後には、5方向(正面・左右45度・左右90度、側面損傷時は側面・左右45度の3方向)の全景撮影と損傷箇所(完了後は修理箇所)がわかるように撮影してください。
- カメラを損傷部の高さに合わせ、損傷部にはスケールを入れて損傷範囲がわかるように撮影してください。

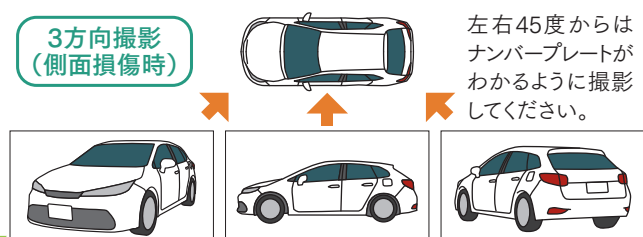
#### 大局的な損傷写真

- 正面：ルームミラーなどを中心に正対して撮影してください。
- 左右：損傷程度や波及の有無を示すため、距離・角度・高さを合わせて撮影してください。

#### 5方向撮影



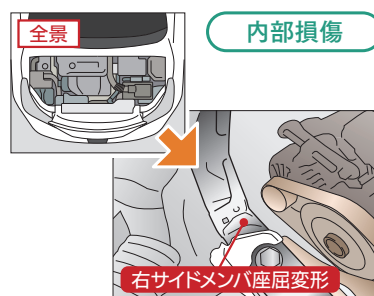
#### 3方向撮影 (側面損傷時)



左右45度からはナンバープレートがわかるように撮影してください。

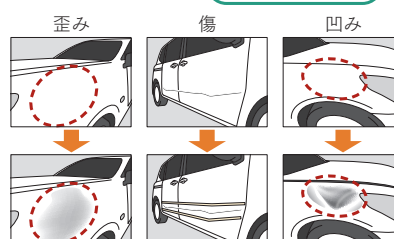
#### 局所的な損傷写真

##### 内部損傷

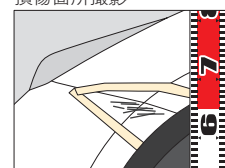


- 内部損傷は、全景および細部を撮影してください。
- 全景の撮影をすることで骨格部やメカニカル部の損傷を把握できます。
- エンジンルームに損傷がある場合、可能であれば真下からも撮影してください。

##### 外部損傷



損傷箇所撮影



- 蛍光灯やマスキングテープを用いるほか、周りの景色や歪みを確認できるツール(リフレクター)等も活用して撮影してください。
- 逆光の場合は、フラッシュ撮影も有効です。



## 着工前

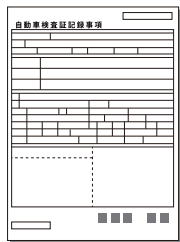
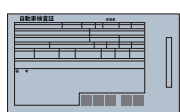
● 車両情報が把握できるコーションプレートや紙資料等を撮影してください。



【コーションプレート】  
(メーカー・車種等により位置が異なります。)

### 紙資料等撮影方法

● 車検証・コーティング保証書等紙資料も撮影してください。



#### 【車検証】

- 車両情報・所有者の把握のため、撮影してください。
- 電子車検証には所有者の記載がないため、自動車検査証記録事項も撮影してください。
- 旧車検証の場合は、左右にわけて撮影してください。

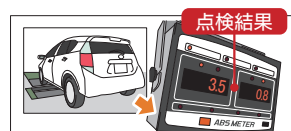
#### 【コーティング保証書等】



- 各種コーティング保証書やナンバー再交付証は登録番号や製品名・メンテナンス記録がわかるように撮影してください。



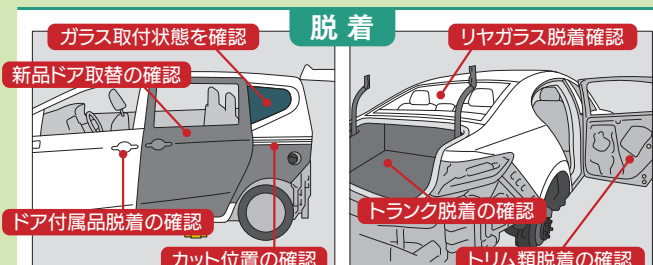
- 故障診断機使用時は警告灯と診断画像を撮影してください。



- 計測機器使用時は検査実施車両と結果を撮影してください。

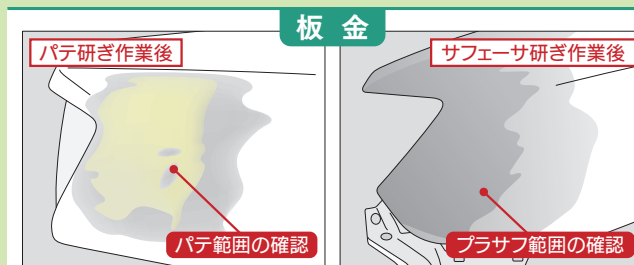
## 着工中

● 作業ごとに着工車両の特定・判断ができる写真、着工箇所と作業内容がわかる写真を撮影してください。



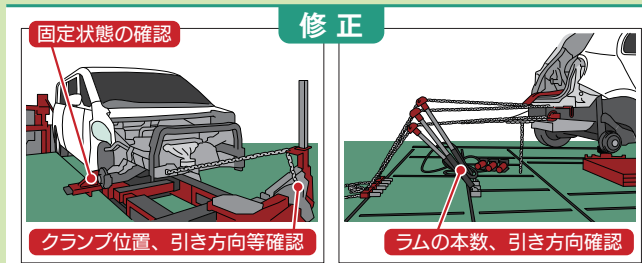
#### 【着工中の全景撮影方法】

- カット位置や付属品の脱着がわかるように撮影してください。



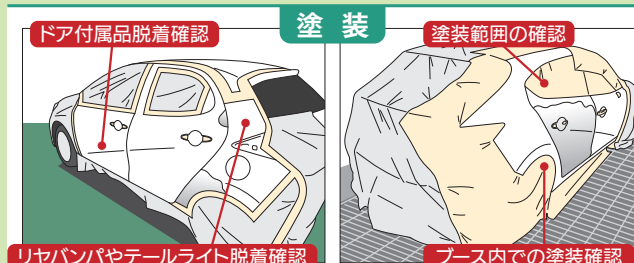
#### 【パテ・サフェーサの研ぎ作業時の撮影方法】

- パテ・サフェーサ研ぎ作業後の状態を撮影してください。



#### 【フレーム修正機使用時の撮影方法】

- マウント状況、引き作業(ラム本数等)がわかるように広範囲を撮影してください。
- 形状修正等の痕跡が確認できる写真も撮影してください。

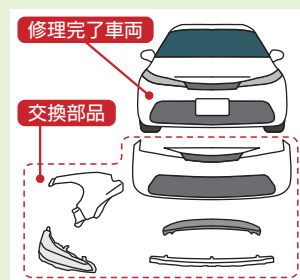


#### 【塗装作業時の撮影方法】

- 塗装前の上塗り用マスキング状態で、塗装範囲や付属品の脱着等がわかるように撮影してください。
- 内板部を塗装する場合は、塗装前後のマスキング状態を撮影してください。

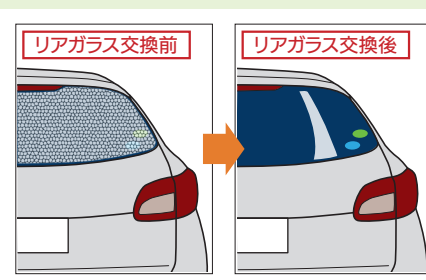
## 車体整備に伴い 部品交換を行う場合

- 納品伝票・部品伝票・納品された部品を撮影してください。
- 脱着作業中の作業内容がわかる写真も撮影してください。



#### 【部品交換時の撮影方法】

- 修理完了車両と交換部品を同一画角で撮影または新旧部品を同一画角で撮影してください。



#### 【ガラス部品交換時の撮影方法】

- ステッカー等の貼り付けがあるガラス交換時には、ステッカーが貼ってある損傷ガラスとステッカーを貼った後の新品部品をそれぞれ撮影してください。
- 他のガラス部品交換時は、損傷ガラスと新品ガラスを並べて撮影してください。

## 完了後

● 着工前同様に全景撮影と修理箇所がわかるように撮影してください。(表面の着工前参照)



令和8年3月27日  
物流・自動車局自動車情報課

## オートバイの「希望ナンバー制」が始まります！

～ 令和8年10月より申込受付を開始します ～

小型二輪自動車、軽二輪自動車の「希望ナンバー制」を導入し、本年10月中旬(予定)より申込受付を開始します。

ナンバープレートの好きな番号を選べる「**希望ナンバー制**」については、平成10年5月より登録自動車に、平成17年1月より軽自動車に導入されていますが、今般、**小型二輪自動車**及び**軽二輪自動車**についても希望ナンバー制を導入し、**令和8年10月より受付を開始します**。

あわせて、二輪車の希望ナンバー制導入に伴い、利用できる番号を増やすため、二輪車のナンバープレートの様式を変更します。

### 1. 二輪車「希望ナンバー制」の導入

#### [対象車両]

- ・ 小型二輪自動車 (250cc超)<sup>※2</sup>
- ・ 軽二輪自動車 (125cc超～250cc)<sup>※3</sup>

※1 原動機付自転車(125cc以下)のナンバーは市町村交付のため、本制度の対象外

※2 事業用、貸渡等は対象外 ※3 被牽引車、事業用、貸渡等は対象外

#### [選べる番号]

二輪ナンバーに表示されるアラビア数字4桁(右図)

(「・・・」など特に人気が高い番号は、コンピューターによる抽選となります)

#### [申込受付開始時期 / 申込方法]

令和8年10月中旬(予定) / インターネット又は窓口

#### [その他]

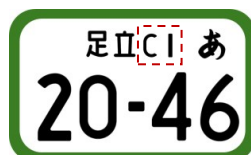
抽選対象番号、申込料金等の詳細は、決定次第お知らせします。



希望する4桁の数字

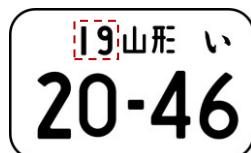
### 2. ナンバープレートの様式変更(詳細は別紙参照)

#### [小型二輪]



- ・ 地域名の右に、CDEFGJLNPQRVWX のローマ字を使用
- ・ ローマ字の右の文字に0～9の数字を使用

#### [軽二輪]



- ・ 分類番号を二桁化し、左に1, 2, 4, 5, 7を使用
- ・ 右に0～9の数字を使用

同じ番号(4桁)の  
ナンバープレートを、  
これまでよりも多く  
発行できます。

【問い合わせ先】 物流・自動車局 自動車情報課 山本・福本・大塚  
電話：03-5253-8111 (内41145/42103) 直通：03-5253-8588

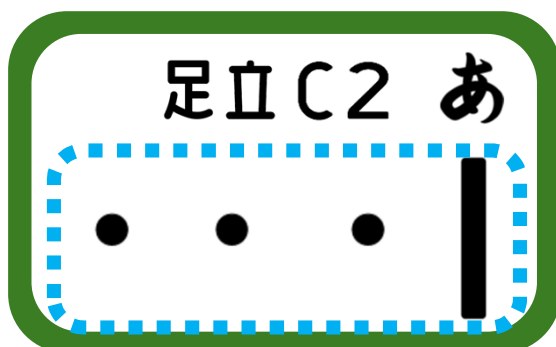
|      | 現 行 様 式                                                                                                            | 新 様 式                                                                                                                                                   |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小型二輪 | <p>CLVのうちいずれかのローマ字<br/>又は なし</p>  | <p>CDFGJLNPQRVWX<br/>のうちいずれかの<br/>ローマ字</p> <p>0~9のうち<br/>いずれかの数字</p>  |
| 軽二輪  | <p>1,2のうち<br/>いずれかの数字</p>       | <p>1,2,4,5,7のうち<br/>いずれかの数字</p> <p>0~9のうち<br/>いずれかの数字</p>           |

# オートバイに希望ナンバー制を全国一斉導入

## 4桁の好きな番号が選べるようになります

- 令和8年（2026年）10月中旬頃開始（予定）
  - 小型二輪・軽二輪対象 ※一部対象外あり
  - 申込方法 インターネット・運輸支局窓口
- 抽選対象番号及び申込料金は決定次第お知らせします  
ナンバープレートの様式変更をあわせて実施します

小型二輪(251cc～)の新様式例



軽二輪(126～250cc)の新様式例





2023年1月4日より

# 車検証が電子化されます

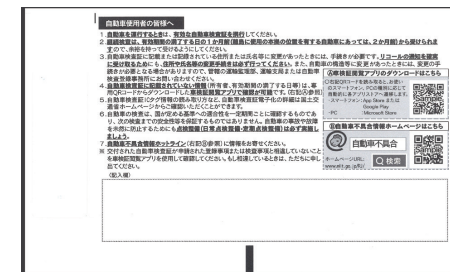


## 電子車検証とは？

2023年1月4日より自動車検査証を電子化し、必要最小限の記載事項を除き自動車検査証情報はICタグに記録します。ICタグの情報は汎用のICカードリーダが接続されたPCや読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。



表



裏

## 電子車検証でここが変わる！



A6サイズでコンパクト



車検証情報はアプリで確認



記録等事務代行サービスで一部手続きが出頭不要

## 車検証閲覧アプリ



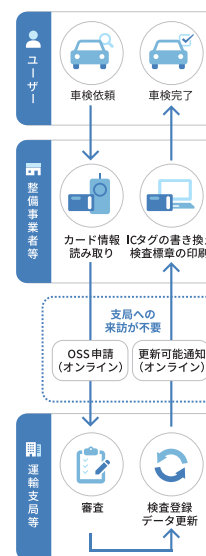
電子車検証の券面には、有効期間や使用者住所、所有者情報が記載されないため、ユーザーや関係事業者は、車検証閲覧アプリを活用して当該情報を確認することができます。

### アプリのインストールはこちら

※アプリはWindowsPC用デスクトップアプリ、モバイルアプリがございます。  
詳細は下記特設サイトよりご確認ください。



## 事業者の皆様へ 記録等事務代行サービス



電子車検証に搭載されているICタグの記録情報の書き換えのみの継続検査や変更記録手続きの場合、運輸支局等から委託を受けた記録等事務代行者は運輸支局等への出頭は不要となります。運輸支局長等から委託を受けた記録等事務代行者による電子車検証の記録事項の書き換え及び検査標準章その他帳票の印刷を可能とする記録等事務代行サービスを新たに構築します。

